

A faint, grayscale map of East Asia and Southeast Asia serves as the background. It shows the Korean Peninsula, Japan, the Philippines, and parts of China and Indonesia. The map is centered and slightly tilted, with a soft, ethereal quality.

第I部 各国・地域別政策・措置

第1章

中国

透明性、統一的行政、司法審査	15
(1) 透明性	15
(2) 統一的行政	16
(3) 司法審査	16
輸出税を賦課する措置	16
貿易権（貿易に関する許可制度）	17
輸入制限措置	18
(1) 中古衣料品の輸入禁止	19
輸出許可・制限	20
(1) コークス輸出規制	20
(2) レアアースの輸出規制	21
関税	22
(1) 写真フィルム等に対する関税譲許不履行	23
(2) 完成車特徴認定制度の問題	24
(3) 関税分類問題	25
アンチ・ダンピング（AD）措置・相殺措置	27
1. AD措置及び相殺措置に関する国内法制	27
2. AD措置の運用	28
補助金	30
輸出補助金・国内産品優先使用補助金	30
セーフガード	31
貿易関連投資措置	33
基準・認証制度	39
(1) 中国強制認証制度（CCC制度）	40
(2) 電子情報製品汚染予防管理方法	40
(3) 有毒化学品輸出入環境管理制	41
サービス貿易	43
(1) 流通	45

(2) 建設、建築・エンジニアリング	45
(3) 電気通信	46
(4) 金融	47
(5) 郵便・クーリエ	49
知的財産	50
(1) 模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題	50
(2) 周知商標保護	54
(3) 特許・ノウハウ等のライセンス規制	54
政府調達	59

透明性、統一的行政、司法審査**[加盟に伴う約束]**

中国は、GATT第10条、GATS第6条等の規定に基づく義務を負うことになるとともに、加盟議定書等において、①WTO協定が中国の関税地域全体に適用されること、②中央政府のみならず地方政府においてもWTO上の義務を遵守すること、③モノ・サービスの貿易、TRIPS又は外国為替管理に関係する法令や措置を統一的、公平かつ合理的に適用・運用すること、④係る法令や措置のうち、公表され、かつ他のWTO加盟国が容易に入手可能なもののみが実施されること、⑤貿易に影響を及ぼすすべての行政行為について、行政府から独立した司法機関による審査の対象とすること等を具体的に約束した。また、⑥貿易関連制度の不統一な適用があった場合についての苦情申立てメカニズム、透明性確保のための公式定期刊行物の発行・照会所の設置等も約束している。

[実施状況・問題点]**(1) 透明性**

中国では、従来公表されない法令も多く、公表されているものについても、特に地方レベルの規則は入手が困難なことがあった。また、公布から施行までの期間が短く、企業が新しい制度に対応する準備の時間が十分にとれないことも多かった。

近年では、官報やインターネットを通じた法令公表の積極化、商務部世貿組織通報諮詢局（世界貿易機関通報照会局）の設置、法令公布前に意見聴取期間設定及び公聴会開催を認める条例の発布等、透明性向上に向けた努力を払っており、一定の改善が見られる。また、現在のところ、立法の公聴会に関する全国的法規は制

定されていないものの、地方政府では公聴会制度を規範化する動きがある。2007年3月、上海市は「地方立法公聴規則」を公布し、公聴会を開催することができるいくつかの状況について規定した（その他、浙江省、江西省、四川省などの地方政府も、同地域の公聴会規則・関連法規を制定している）。

しかしながら、政府が外資企業に影響する法律、法規及び関連措置を公布する前の、関係外資企業等からのパブリックコメント募集は不十分であり、また、たとえ意見募集がされていても、その期間が短かったり、周知が徹底していなかったりする例が見受けられる。

更に、最近では次のような問題も顕在化している。

①上海市嘉定区立ち退き問題

2006年10月、上海市嘉定区から当該地域の企業に対し、嘉定新城計画実施のための立ち退き通知が発出された。嘉定区では、2004年に嘉定新城発展有限公司が設立されるなど、以前から同計画実施に向けた動きが見られたが、係る説明もなく将来立ち退きを求められる可能性のある地域に企業誘致を進めていた。本件については、大使館からの申入れや政府間協議でも提起し、中国政府に改善を求めているところである。未だ嘉定新城計画に係る詳細全体計画が明らかにされない状況の中、一部の日系企業は移転契約を結ぶなど嘉定区との間で問題解決に向けた動きを見せているものの、その他の日系企業では移転・休業に係る補償上の問題で嘉定区政府側との意見に乖離があり、全面的な解決には至っていない。

②輸出増値税還付率変動、輸出入に係る暫定関税改定

中国の輸出時の増値税還付については、還付

率の調整が頻繁になされており、特に2006年9月14日に公布された通達では、十数%あった還付率が段階を踏まずに撤廃され、翌15日に施行された。また、輸出関税の賦課についても同様に、2006年10月27日に公布された後、直後の11月1日に施行とされた。その後も、例えば、2007年9月4日、税関総署は工業用塩と食用塩の輸入増値税率を調整し、新税率が9月1日より適用されると発表したが、このように公布が施行後であった法規も存在する（本件は、税率の引き下げに係る事案であり、企業に直接的な損失をもたらすものではなかったが、一般的に制度の改正内容は施行に十分先立って公布されることが必要である）。

こうした規制・措置の急激な変更については、企業の予見可能性を奪うものであり、経営に与える影響が大きいことから、投資リスクとして意識する向きが強くなっている。我が国も2006年12月及び2007年10月の日中経済パートナーシップ協議において問題点を指摘したところであるが、中国の経済・貿易政策が、透明性と予見可能性をもって運営されることが求められる。

(2) 統一的行政

外資企業が事業を行うにあたっては、中央、省、地方レベルの部・委員会や政府において、互いに矛盾のない法令が整備されることが必要である。また、互いに矛盾のない法令や条例であっても、裁量的な適用や不統一な解釈が、複数の地域で事業展開を実施する外資企業にとっての障壁となっている。

近年、中国では、税関、税務、金融などの重要分野や、中央政府と地方政府の利益が対立しやすい分野において「垂直管理」改革を実施し、各レベルの行政不統一による行政の非効率がある程度改善されている。また、地方レベルでも、

環境保全部門において「垂直管理」を導入する動きが見られる。

(3) 司法審査

司法審査については、行政決定が司法審査の対象となることを明記する規定が一部法令に設けられ（「アンチ・ダンピング条例」、「専利法」等）、通商に関わる紛争を仲介する裁判所として中国国際経済貿易仲裁委員会（CIETAC）が設置された。また、2007年には司法審査制度の基礎の改善を目的とし、行政再議申請人の既得利益を保護すること等を規定した「行政再議法实施条例」が公布・施行されるなど、制度整備面では改善が見られる。他方、中国の司法判断の中立性・的確性や、司法又は仲裁法廷が下した判決・裁定の着実な執行については、加盟作業部会においても加盟国側から強い懸念が示されていたところであり、今後の実態を引き続き注視する必要がある。

輸出税を賦課する措置

<措置の概要>

中国は、2006年11月1日に輸出税暫定税率調整表を施行したが、同表に掲載されている110品目のうち、加盟議定書第11条第3項による輸出税禁止に対する例外リストである附属書6に記載があるのは13品目（フェロマンガ、フェロクロム、粗鋼及び電解精製用陽極銅、銅・アルミのくず等）のみであり、殆どが今新たに導入された輸出税である。

<国際ルール上の問題点>

中国は、WTO加盟議定書第11条第3項において、附属書6に掲げられた産品に課税する場合又はGATT第8条の規定に適合して課税さ

れる場合を除き、輸出品に課税される税及び課徴金をすべて廃止するとしている。そのため、これらの産品以外に課税している場合には、WTO加盟議定書の約束に違反していると考えられる。例えば、2006年に暫定輸出関税が課されたコークス・非鉄金属等は、附属書6に掲げられた産品ではないため、中国の措置は加盟議定書に違反している。

からは明確な回答が得られていない。中国の貿易政策が透明性と予見可能性をもって運営されとともに、WTO加盟議定書の約束に違反している点については是正がなされるよう、我が国として今後とも求めていく必要がある。

貿易権（貿易に関する許可制度）

<最近の動き>

2007年にも、中国の税関は145品目について暫定輸出関税の賦課又は調整を行った（図表中－1）。

本件に関し、我が国は2006年12月及び2007年10月の日中経済パートナーシップ協議において問題点を指摘したところであるが、中国側

<措置の概要>

2004年7月、中国は対外貿易に関する最上位法規である「対外貿易法」を10年ぶりに改正し、施行した。この改正対外貿易法はWTO加盟約束に従ったものとなっており、これまで貿易業務に従事する場合、国务院の許可を得る必要があったが、WTO加盟後3年以内に対外

<図表中－1> 2007年輸出関税課税措置の新たな変更

番号	名 称	公布機関	公布日	実施日	備 考
1	法律・法規で規定されている輸出関税免除の商品を除き、外国投資企業の課税商品の輸出に対し、すべて規定に従って輸出関税を賦課。	税関総署	2007.11.16	2007.11.16	61号公告
2	アルミニウム合金以外のアルミ棒とアルミボールに（税目番号：ex76041000）暫定輸出関税を賦課開始、暫定関税率は15%。		2007.7.24	2007.8.1～2007.12.31	38号公告
3	1. コイル、板材、鋼線など53税目の鋼材製品及びアンモニウムパラタングステン、マグネサイト、マグネシウムなど5税目の資源的製品に対して5%の輸出暫定税率を課税。 2. 普通炭素鋼条など30税目の鋼材製品とコールタール、天然石墨、希土類金属、鉛精錬、酸化ジスプロシウム、酸化テルビウム、未加工圧延亜鉛及び一部の非鉄金属廃棄物など21税目の製品に対して10%の暫定輸出税率を課税。 3. コークスなど33税目の中国希有金属原鉱製品に対して15%の輸出暫定税率を課税。		2007.5.30	2007.6.1～2007.12.31	22号公告
4	リン酸水素二アンモニウムに対し輸出関税を課税し、燐鉱石の暫定輸出税率を調整。		2007.5.22	2007.6.1～2007.12.31	21号公告

データの出所：税関総署HP、2007年11月28日現在。

貿易権の審査承認制度を段階的に廃止するとした加盟議定書の約束に基づき、貨物・技術輸入時の外国貿易経営権に対する審査・批准が廃止され、登録だけが求められることとなった。

しかしながら、引き続き出版物等（本、新聞、雑誌、音響映像製品等）の輸入は、国务院出版管理条例等に基づき、国务院の承認を得た国有企業に限って行うことができるとしている。

<国際ルール上の問題点>

中国の加盟議定書第5条では、①加盟後3年以内に中国国内のすべての企業に対して、（一部農産品等を除く）すべての物品に係る貿易権を付与すること、②すべての外国人及び外国企業に対して、中国国内の企業と比較して不利でない待遇を付与することを約束しており、出版物等に係る規制は加盟約束に照らし疑義があると考えられる。

<最近の動き>

米国は、2007年4月、中国の著作物に係る輸入・流通規制について、知的財産権制度問題と同じタイミングで、中国に対してWTO協定に基づく協議要請を実施。協議では解決に至らず、同年11月のWTO紛争解決機関会合でパネルが設置された（我が国及びEUが第三国参加）。米国は、中国がWTO加盟にあたり、加盟後3年以内に、外資企業に対して出版物（本、新聞等）、音響映像製品（DVD等）に係る輸入・流通業への従事を認めることを約束しているにもかかわらず、中国が依然として同事業の主体を中国国営企業及び中国資本過半企業に限定している点を問題視している（その後、同年12月1日より実施された「外商投資産業指導目録」においても、図書、新聞、雑誌、音響・映像製品及び電子出版物の輸入業務は、依然として外商投資禁止産業目録の対象となっている）。

我が国としても、今後とも同加盟約束の履行状況について注視していく必要がある。

輸入制限措置

[加盟に伴う約束]

中国は、WTO協定に整合しない輸入制限措置（輸入割当、輸入許可、公開入札）を2005年までに撤廃し、かつ新たに導入しないことを約束し、既存措置の品目ごとの撤廃スケジュールを加盟議定書附属書3に示している。例えば、自動車の輸入数量制限は2005年までに廃止し、それまでの間、輸入割当額は初年度の60億ドル（中国が自動車に関する産業政策を導入する前の水準）から年率15%の割合で拡大される。また、経過期間における輸入割当・許可の運用について、簡素で透明な手続を整備することを約束した。

[実施状況・問題点]

輸入制限措置の撤廃は、全体として、加盟約束に従って着実に実施されてきている。

しかし、中国は、「対外貿易法」第16条で、①国家安全・公共利益の保障及び公共道徳の順守、②人の健康・安全及び動植物の生命・健康並びに環境の保護、③金又は銀の輸出入関連措置の実施、④国内市場への供給不足又は枯渇の恐れのある天然資源の保護、⑤輸出先の国・地域の市場容量制限、⑥輸出経営秩序における著しい混乱の発生、⑦国内特定産業の確立又は確立の促進、⑧あらゆる形式の農業・牧畜業・漁業の産品、⑨国の国際金融上の地位・国際収支バランスの維持、⑩法律・行政法規の施行、⑪国際協定上の義務の履行という観点から、広範な品目を対象に輸入禁止措置を実施している。これら禁止品目は、それぞれの規制目的別に第

<図表中-2> 主要品目の輸入割当・輸入許可撤廃スケジュール

主要品目	加盟時の割当金額	年増加率	撤廃期限
二輪車及び同主要部品	2億8,600万ドル	15%	2004年 ^(注1)
自動車及び同主要部品	60億ドル ^(注2)	15% ^(注2)	2005年
エアコン	2億8,300万ドル	15%	2002年
ビデオカメラ等	2億9,300万ドル	15%	2002年
カメラ	1,400万ドル	15%	2003年
腕時計	3,300万ドル	15%	2003年

(注1) 二輪車用エンジンについては2003年。

(注2) 金額・増加率には完成車の他、ボディやエンジン等部品が含まれる。

1～6次までの「輸入禁止貨物目録」として公布・施行されている。本規定はGATT第20条（一般的例外）、21条（安全保障のための例外）に概ね整合的なものと考えられる。しかし、「中古機電製品輸入禁止目録」に掲げられる品目を見ると、電子ゲーム機器等、規制目的に照らし合理性の疑わしい品目が含まれており、GATTの例外規定との整合性を検証していく必要がある。

〔個別措置〕

(1) 中古衣料品の輸入禁止

<措置の概要>

中国政府は、1985年、対外経済貿易部通達により一律に中古衣料品輸入を禁止していたところ、WTO加盟後の2002年7月に中華人民共和国貨物輸出入管理条例に基づく輸入禁止貨物目録（第4次）中に「中古衣料」が追加され、上記禁止措置が法制度上、改めて明確化された。

<国際ルール上の問題点>

本措置は、産品の輸入について設けられた「関税その他課徴金以外の」禁止又は制限であり、GATT第11条で禁止されている数量制限に該当する。中国政府は、数量制限に該当することは否定しないものの、GATT第20条に定

められた一般的例外のうち、(b)の「人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置」に当たり、正当化されると主張している。しかし、中古衣料品を一律に輸入禁止とすることがなぜ健康等の保護に必要で、それが他のより制限的でない措置によって達成できないことか（先例上「必要」であるための判断基準）について、十分に説明がなされていない。そのため、一律に輸入禁止を行うことは、GATT第20条によって正当化することはできない違法な措置であると考えられる。

<最近の動き>

我が国は、2005年9月の市場アクセス委員会での中国・経過的審査メカニズム（中国TRM）において、本問題を取り上げ、協定整合性に係る問題点を指摘した。これに対して、中国側は、繊維を含むあらゆる製品の中古品に関する国内法規を整備し、その後、対外貿易に関する中古品の取扱いについて整備して行く方向である旨の回答を、同年11月の日中繊維対話の場で行った。

しかし、2006年9月の同対話では、中国では古着を着用する習慣がないこともあり、現在のところ中古衣料に関する国内法規を制定する段階にない旨の説明が中国側からなされた。ま

た、同年10月の市場アクセス委員会での中国TRMにおいても本問題を取り上げたが、具体的な回答は得られなかった。

本件については、今後も引き続き注視するとともに、機会を捉え、中国政府に申し入れを行っていく必要がある。

輸出許可・制限

[加盟に伴う約束]

これまで中国においては、①国家安全保障、公共利益の維持、②国内市場への供給不足又は枯渇の恐れのある天然資源の保護、③国際協定上の輸出管理義務といった理由から、広範な品目を対象に輸出許可・制限措置がとられていた。加盟交渉の過程において一部加盟国から、同措置はGATT第11条（数量制限の一般的廃止）及び20条（一般的例外）との整合性が確保される必要があり、特にタングステン鉱石、希土類（レアース）、螢石等、加工製造の原材料・中間製品に対する措置について懸念が表明された。これに対し中国は、加盟日よりWTOルールを遵守し、輸出・許可制限措置はGATT規定により正当化される場合のみ適用する旨約束した。

[実施状況・問題点]

2002年1月1日、「2002年輸出許可証管理商品の分類による証書発行目録」の公布及び関連問題に関する通知で、輸出許可制度の対象となる合計54種類の商品及び同許可証発行機関が規定された。現在適用されている「2006年輸出許可証管理商品の分類による証書発行目録」では、上記対象は46種類となっている。

また、同日に施行された「貨物輸出入管理条例」、「輸出商品割当管理規則」及び2005年1

月1日より施行された「貨物輸出許可証管理法」には、輸出許可・制限を実施する条件が規定されており、GATT上の一般的例外条件を反映した内容となっている。

しかし、WTO加盟後も引き続き行われている原材料・中間製品に対する輸出許可・制限に関し、GATT第20条(g)で有限天然資源保存のための例外措置が認められる場合の前提条件となる「国内生産又は消費に関する制限」が中国国内で実施されているか不透明な部分があり、引き続き、WTO協定との整合性を注視していく必要がある。

[個別措置]

(1) コークス輸出規制

<措置の概要>

中国政府は、コークスの輸出に関し、ライセンス制度による輸出管理を実施しているが、2003年の輸出ライセンス発給実績1,300万トンに対し、2004年は3月中旬まで233万トン分しか発給しなかったため、輸出ライセンス不足が発生、ひいては輸出ライセンスにプレミアムがつく等の問題も発生し、コークスの価格高騰が誘発された。その後中国政府は3月下旬に540万トン（プラス40万～60万トン）を追加発給し、更に、日本やEUからWTO協定上違反の疑義がある等の指摘を受け、7月下旬に400万トンの追加発給を行った。これにより2004年の発給量は約1,200万トンとなった。その後の発給量は、2005年は約1,200万トン、2006年は約1,300万トン、2007年は約1,350万トンとなっている。

なお、中国政府は、環境に悪影響を与える生産設備の閉鎖などの措置をとっているが、国内コークス生産量は、この5年間で倍増している（2002年の生産量は1.13億トンに対し、2006年は2.8億トンに増加）。

<国際ルール上の問題点>

中国政府はコークスの輸出管理について、GATT 第20条(g)の「有限天然資源の保護」を目的とするものと説明しているところ、当該規定は、数量制限措置の禁止を含めGATT上の義務の例外として輸出管理を認めてはいるが、同時に「国内の生産又は消費に対する制限」を行う必要がある旨を定めている。本件については、中国国内における生産規制が行われていると説明されているが、消費に対する制限は実施されていないことや中国内の総生産量自体は増加していること等から、GATT 第20条(g)及び11条との整合性につき疑義がある。

<最近の動き>

2006年7月及び12月の日中経済パートナーシップ協議、並びに同年10月の市場アクセス委員会及び11月の物品理事会での中国TRMにおいて、我が国はWTO協定整合性に関する質問を提示したが、中国側は前年と同様に、環境保護及びエネルギー保存のために必要な措置であり国内規制も実施しているためGATT 第20条で正当化される旨の主張を繰り返した。

2007年も、10月の日中経済パートナーシップ協議並びに同月の市場アクセス委員会及び11月の物品理事会での中国TRMにおいて、改めてWTO協定整合性に関する質問を提示したが、中国は国内規制も実施しているためGATT 第20条で正当化される旨の主張を再び繰り返すのみで、国内規制の実効性についての説明はなされなかった。

本件については、今後も引き続き注視するとともに、機会を捉え、中国政府に改善を求めていく必要がある。

(2) レアアースの輸出規制

<措置の概要>

中国政府は、レアアースの輸出に関し、ライセンス制度による輸出管理を実施している。輸出ライセンスの発給実績は、2001年は約57,000トンであったが、2006年は約45,000トン、2007年には約43,500トンと減少を続けている。

レアアースは、自動車やIT関連製品等の高付加価値製品を構成する部品の製造等に重要な役割を占めており、これに対する世界の需要は今後増加することが予想される。

中国は世界のレアアース生産量の約93%を占めており、我が国も国内需要の約9割を中国からの輸入に依存している。中国が今後もレアアースの輸出規制を維持・強化すれば、国内のレアアース供給が不足する事態も懸念される。

<国際ルール上の問題点>

GATT 第20条(g)で有限天然資源保存のための例外措置が認められる場合の前提条件となる「国内生産又は消費に関する制限」が中国国内で実施されているかどうか不透明な部分があり、GATT 第11条及び第20条(g)との整合性につき疑義がある。

<最近の動き>

2006年4月の商務部との定期協議、同年7月の日中経済パートナーシップ協議の場で、我が国からライセンス制度による輸出管理の廃止を求めた。これに対し中国側からは、輸出管理の主な目的は資源と環境の保護であり、また、同制度については毎年WTOに通報しているWTO整合的な措置である旨の回答があった。

2007年も、10月の日中経済パートナーシップ協議、同月の市場アクセス委員会及び11月の物品理事会における中国TRMの場を通じて、引き続き輸出規制の廃止を求めるとともに、

当該輸出規制の目的、GATT上の正当化根拠、国内における生産・消費制限の有無等について質問を行った。これに対し、中国側からは、輸出規制の目的は有限天然資源の保存であり、GATT第20条に整合的であるとの回答がなされたが、国内における生産・消費制限についての説明はなかった。

本件については、今後も引き続き注視するとともに、機会を捉え、中国政府に改善を求めていく必要がある。

関 税

[加盟に伴う約束]

中国は、加盟にあたって、日米EU等との二国間交渉及び作業部会における交渉を踏まえ、広範囲にわたる品目に係る関税引き下げを内容とする譲許表を提出している。

かつての中国は、計画経済の下ですべての貿易を国家が独占的に行っていたことから、関税率の引き下げの意義は大きくないとも考えられた。しかし、現在の中国においては、「社会主義市場経済」原則の下、貿易に対する国家介入の度合いは着実に減少しており、また、中国は加盟にあたり輸入数量制限の原則的廃止、国家貿易についてWTO原則に従うこと等を約束していることから、今後は関税が輸入制限の主たる手段となることになり、関税引き下げの意義は大きいと考えられる。

中国の譲許表の概要は「別表」のとおりである。

中国は全譲許品目（7,151品目）の関税率の引き下げを約束しており、単純平均では加盟時（2001年）の13.6%から最終年（2010年）には9.8%に、うち農産品（977品目）については19.3%から15.0%に、鉱工業品（6,174品目）に

については12.7%から8.9%に、ライン・バイ・ラインで引き下げる予定である。なお、中国は、情報技術協定（ITA：Information Technology Agreement）に2003年4月より参加しており、また、ほとんどの化学品及び化学製品に関しても、最終譲許税率を化学ハーモナイゼーション^(注)の水準に引き下げることを約束している。

(注) 化学ハーモナイゼーション

化学品及び化学製品（原則HS28～39類）に係る関税引き下げ（最終的な引き下げレート0～6.5%）について、日・米・EU等の間で、ウルグアイ・ラウンド関税交渉の一環として合意されたもの。

[実施状況・問題点]

中国は、2002年1月から、関税法の改正によって全譲許品目の73%に及ぶ5,300を超える品目について関税率を引き下げた。単純平均では12%になり、うち鉱工業品は11.6%、農産品が15.8%、水産品は14.3%になった。

また、ITA関連のおよそ300品目の関税率は5%（うち100品目強は0%）程度に引き下げられた。しかし、写真用フィルム（最高47%）、オートバイ（最高45%）、プロジェクター（最高30%）等一部品目において、高い最終譲許税率が存在している。

2007年1月、加盟後6回目の関税率表の見直しが行われ、中国の平均関税率は、全品目で9.8%、農産品15.2%、非農産品9.0%にそれぞれ引き下げられた。中国は既にWTO加盟時の関税引き下げ義務の大部分を履行しており、2007年の関税率の引き下げ幅・引き下げ品目数は例年に比べ減少している。今回も概ね約束どおりの引き下げが行われたが、一部品目について譲許税率より高い従量税を適用している問題は、未だ解消されておらず、早急な是正が必要である。

<図表中-3> 中国WTO加盟に伴う関税（譲許）率引き下げスケジュール

	1998年時点	加盟時	2002.1.1	2003.1.1	2004.1.1	2005.1.1	2006.1.1	2007.1.1	2008.1.1
全品品（7,151品目）	17.5	13.6	12.5	11.4	10.6	10.1	10.0	10.0	9.8
農産品（977品目）	22.7	19.3	18.7	17.5	16.3	16.1	15.7	15.7	15.0
鉱工業品（6,174品目）	16.6	12.7	11.5	10.5	9.7	9.2	9.2	9.2	8.9
主要な工業製品 （家電）									
エアコン／窓・壁取付型 ／自動車用	25.0 40.0	21.0 33.3	19.0 30.0	17.0 26.7	15.0 23.3	20.0			
冷蔵庫（容量500リットル）	30.0	24.0	21.0	18.0	15.0				
掃除機	35.0	26.7	22.5	18.3	14.2	10.0			
カラーTV	35.0	31.7	30.0						
（一般機械）									
フォークリフト	18.0	14.4	12.6	10.8	9.0				
印刷機械（製版機等）	16.0	12.5	10.8	9.0					
（IT関連）									
コンピュータ	25.0	16.7	12.5	8.3	4.2	0			
自動データ処理機械	9.0	3.0	0						
携帯用デジタル処理機械	15.0	7.5	3.8	0					
ディスプレイ、印刷機	15.0	7.5	3.8	0					
キーボード、マウス	12.0	6.0	3.0	0					
ファックス機	12.0	6.0	3.0	0					
複写機	22.0	17.0	14.8	12.4	10.0				
（自動車）									
バス／30人以上 ／29人以下	50.0 70.0	41.7 55.0	37.5 47.5	33.3 40.0	29.2 32.5	25.0 25.0			
乗用車	100～80.0	51.9	43.8	38.2	34.2	30.0	28.0	25.0	
トラック／5トン未満	50.0	40.0	37.5	30.0	29.2	25.0			
乗用車用シャーシ	60.0	40.0	36.8	31.4	26.1	20.7	15.4	10.0	
乗用車用車体	70.0	46.0	42.1	35.7	29.3	22.9	16.4	10.0	
（オートバイ）									
オートバイ（250cc未満）	60.0	52.25	48.75	45.0					
同部品	25.0	19.6	17.2	14.6	12.0				
（精密機械）									
カメラ	25.0	21.7	20.0						

（注）譲許表の実施期間は、殆どの品目について2006年7月1日までとされている。

（参考）2006年7月を超えて、実施期間が設定されている品目。

- ・テレフタル酸、一部の染料、一部の化粧品、ポリエチレン、プロピレン、スチレン、塩化ビニル、ポリエステル・ポリテール、ポリアミド、ポリウレタン、プラスチック屑、一部のプラスチック製チューブ、一部のプラスチック製板・シートについては、2008年1月1日まで。
- ・一部の果実及び果実発酵酒、一部の合成繊維については、2010年1月1日まで。

また、中国が加盟に際して約束したITAへの参加については、2003年4月のITA委員会において承認された。

【個別措置】

（1）写真フィルム等に対する関税譲許不履行

<措置の概要>

中国はWTO加盟に際して、物品の関税譲許を行った際に、写真感光材料HS37類については、2002年時点で、従価税で0～53.5%の税率を約束していた。しかし、これら写真感光材料のうち、約半数に相当する37品目（一般的な写真フィルムを含む）については、中国政府は、WTO加盟時に約束した譲許税率を適用せ

ずに、2002年時点で1㎡当たり9～170元の従量税を課していた。また、上記従量税率を従価税率に換算すると譲許税率よりも相当高い水準での課税（例えば35mmカラーネガフィルムについては、2002年時点で譲許税率42%であるところ従価税換算で190%超の従量税）を行っていた。

係る状況の下で、我が国は、2002年以降、経済産業省と中国商務部との次官級定期協議、APEC貿易大臣会合の際の会談をはじめとする二国間協議、市場アクセス委員会における中国TRM等において、WTO協定上の問題点を具体的に指摘し、中国側にWTO上の義務の履行を強く申し入れた。

その結果、数次にわたる関税引き下げが行わ

れ、2006年1月に公表された関税率改正により、殆どの品目において、従価税に換算した場合の税率は中国が約束した譲許税率に近い税率まで引き下げられた。例えば、譲許税率が18%となる35mmカラーネガフィルムについては、96元/m²から30元/m²となった。しかし、一部の品目では中国が加盟時に約束した譲許税率の2倍以上に相当する従量税が引き続き賦課されていた。

<国際ルール上の問題点>

このような譲許税率を上回る関税率の設定は、GATT第2条の「各締約国は、他の締約国の通商に対し、この協定に付属する該当の譲許表の該当の部に定める待遇より不利でない待遇を供与するものとする」との規定に違反している。

<最近の動き>

2006年7月に北京で開催された日中経済パートナーシップ協議や同年10月のWTO市場アクセス委員会における中国TRMにおいて改めて協議・指摘を行うとともに、同年11月には在北京日本大使館から財政部関税司及び商務部世界貿易組織司に対して同問題の是正を文書で申し入れた。その結果、2007年関税率改正では、更に写真フィルム8品目についても見直しが行われ、譲許税率相当まで税率が引き下げられた（例えば、印刷用フィルム半製品（HS37024229）の従量税は、3.7元/m²から1.6元/m²に改められた）。この結果、我が国が懸念していた品目の譲許不履行は改善された。

(2) 完成車特徴認定制度の問題

<措置の概要>

2004年6月、中国は「自動車産業発展政策」を公布し、自動車製品の中国における生産能力

を高めるとともに関税徴収の厳格化を図るため、完成車の特徴を備えていると認定される場合、具体的には以下の3つの条件のいずれかに該当する場合には、自動車部品ではなく完成車としての特徴を備えていると認定し、自動車部品の関税率10%（2006年7月1日時点における最終譲許税率）ではなく、完成車の関税率25%（同最終譲許税率）を適用することを定めた。

①ノックダウン部品を輸入する場合

②特定の組立部品（車体、エンジン等）を組み合わせて輸入する場合

③輸入部品のCIF価格の合計が完成車総価額の60%以上となる場合

我が国は、2004年10月のWTO市場アクセス委員会において、当該制度はWTO協定及びWTO加盟時の約束内容に反している可能性があることから、中国に対し当該制度を導入しないよう求めた。しかし、2005年4月、中国は「完成車特徴を構成する自動車部品輸入管理弁法」を施行し、このようなノックダウン部品を輸入する場合等は、完成車関税を賦課する旨を明らかにした。

<国際ルール上の問題点>

当該制度のWTO協定整合性については、まずエンジン、ボディ等部品に対して、自動車部品よりも高い税率で譲許されている完成車の関税率が適用された場合には、GATT第2条（譲許表）に違反する疑いがある。

また、「中国のWTO加盟に関する作業部会報告書」第93パラグラフ（「中国においては、自動車の完全ノックダウン（CKD）部品又は自動車のセミノックダウン（SKD）部品を対象とする関税項目はないことを確認し、中国が当該関税項目を創設する場合、関税率は10%（最終譲許税率）を超えないものとする」）に照

らしても、「完成車特徴認定制度」はWTO加盟時に中国が約束した内容に反している疑いがある。

更に、輸入部品のCIF価格の合計が完成車総価額の60%以上となった場合に完成車並みの関税を賦課される措置については、ローカルコンテンツ要求に該当する可能性があることから、GATT第3条（内国の課税及び規則に関する内国民待遇）及びTRIMs協定に違反する疑いがある。

なお、「中国のWTO加盟に関する作業部会報告書」第203パラグラフにおいては、中国は「TRIMs協定第5条（経過措置）を利用することなく、同協定を完全に遵守し、現地調達要求を撤廃する」と約束している。

<最近の動き>

本件については、我が国のほかにも、米国、EU、カナダが高い関心を有しており、2006年3月及び4月には、当該3か国が中国に対してWTO紛争解決手続に則り協議要請を行い、同年5月に協議が開催された。我が国も同協議に第三国として参加するとともに、本件についてWTO外で非公式な二国間協議を2度にわたり開催したほか、日中経済パートナーシップ協議（同年7月、12月）、WTO市場アクセス委員会（同年10月）及びWTO物品理事会（同年11月）の各機会に、問題解決へ向けて中国政府と協議を行った。

これらの働きかけを受け、2006年7月、中国は“Customs General Administration Joint Bulletin No. 38”を発表し、当該制度の③（輸入部品のCIF価格の合計が完成車総価額の60%以上となる場合）に係る措置の施行を2008年7月1日まで延期することを明らかにした。しかし、施行が延期されたとしても、完全な廃止がなされず一時延期との状態が続くこ

とは、自動車製造事業者に対し、2008年までに現地調達率を引き上げるよう不当な圧力をかけるものであり、我が国は引き続き、当該措置の完全な廃止がなされるよう中国側に要請した。

我が国同様、上記延期措置に納得しなかった米国、EU、カナダは、本件について2006年9月にパネルの設置を要請し、同年10月に開催されたDSB会合においてパネル設置が承認された。2007年5月に開催されたパネル会合には我が国も第三国として参加し、上記問題点の指摘を行った。

我が国として、上記パネルの動向を引き続き注視していく必要がある。

(3) 関税分類問題

<措置の概要>

中国では、税関本部の下部組織として42の税関管区があり、登録輸入業者は約15万社あると言われているが、中国税関運用上の問題点として、これら多くの輸入業者が各税関管区に関税分類の申請を行うため、同一商品であってもそれぞれの管区で異なる分類がなされる問題がある。

また、同一管区においても、担当官から口頭にて輸入業者に伝えられた関税分類が後日突如変更され、高関税を課される運用上の問題も存在する。例えば、中国に輸出しているAV機器の輸入関税が、上海の地方税関管区で無税であったものが、同税関内の別組織による調査後30%の関税が課された事例がある。また、税額が文書に拠る指示でないため抗弁も不可能であった。

中国の関税分類制度には、輸入者等の申請に基づき税関当局が当該輸入商品の関税分類を決定し事前に書面にて輸入者に通知する「行政裁定制度」（Administrative Ruling）及び「予備

分類制度（事前決定制度）」（Advance Decision）があるものの、両者とも制度及び運用上問題がある。

行政裁定制度は、税関に登録され貿易権を有する輸入業者が税関に関税分類の事前裁定を申請し、60日以内に輸入業者に書面で結果が通知される制度である。また、その通知は、中国全土に公表されることで規則と同じ法的効力を持ち、すべての輸入業者に適用されるとされている。我が国及び欧米諸国にも同様の制度があるが、中国では、我が国の企業を含むすべての輸入業者にとって、行政裁定の申請を行う際に、貨物及び取引に係る詳細情報を提出する負担が大きい上に、当該情報の機密の保護が制度上担保されていない。更に、本裁定は、恒久的裁定となることから税関当局が裁定結果の発行に慎重となるため、決定通知が発行されない。その結果として、2002年1月に制度が実施されているが、現在に至るまで利用実績がない。

他方、中国の予備分類制度による決定は、特定の税関管区内において、特定の輸入業者及び特定の輸入商品に対して1年間しか有効でないため、輸出先が複数ある場合はそれぞれの管区で手続をし、また、取扱商品や輸入業者を変更する場合或いは1年以上の長期契約を締結する場合にはそのたびに改めて手続をする必要があり、制度上、合理性に欠ける。また、予備分類制度での申請から決定までに要する期間が明文化されていないという制度上の問題があるため、長期間にわたって放置され、何の決定も行われなかった結果、我が国企業が通関に際し必要な多額の保証状（ボンド）の負担を強いられたという事例が存在する。

<国際ルール上の問題点>

中国の税関における関税分類の判断が地方管区ごとや担当官ごとに異なること、行政裁定制

度を申請する際に提出する取引に係る貨物内容を含む詳細情報についての機密保護が制度上担保されていないこと及び予備分類制度による関税分類の決定が1年間しか有効ではなく、かつ、予備分類決定に要する期間が定められていないことについては、GATT第10条第3項(a)の「各締約国は、1に掲げる種類のすべての法令、判決及び決定を一律の公平かつ合理的な方法で実施しなければならない」との規定に違反している可能性があり、改善が望まれる。

<最近の動き>

2007年3月に、税関総署は「税関輸出入貨物商品分類管理規定」を発表し、関税分類の最新根拠とした。当該規定では、予備分類制度による決定が、従来1年間に限って有効であったものが、誤りがある場合又は根拠となる規定が変更される場合を除き、永久的に有効であることとした。また、予備分類決定に要する期間が従来は定められていなかったが、当該規定では、予備分類の申請対象の商品が分類基準に明確に当てはまる場合には、税関は申請を受けてから15営業日以内に予備分類決定を出し、予備分類の申請対象の商品が分類基準に明確に当てはまらない場合は、申請受理後7営業日以内に、申請者に分類行政裁定の申請の必要性を通知することとし、改善が図られている。この規定により、商品分類方法の透明性の向上が期待される。

アンチ・ダンピング(AD)措置・相殺措置**[加盟に伴う約束]**

中国は、WTO加盟に伴い、AD措置及び相殺措置に係る規則・手続をAD協定及び補助金・相殺措置協定に整合化させることを約束している。

他方、中国以外のWTO加盟国が、中国産品についてAD措置及び相殺措置に係る調査を行う際の価格比較及び補助金額の算定に関し、中国を「非市場経済国」として扱う特例（例：正常価額の算定に関し、第三国の国内価格及び生産コストを指標として用いることが加盟後15年間可能、補助金を受ける者の利益の算定に関し、中国による供与条件ではなく第三国における供与条件を勘案して利益額を算定することが可能）が、認められた。

（注）AD協定は、「調査及び既存の措置の見直しであって、各加盟国について世界貿易機関協定が効力を生ずる日以後に行われる申請に基づいて開始されるものについて適用する」としており（第18.3条）、中国についても加盟前の申請に基づく調査等についてはAD協定の適用はないとも解されるが、AD協定第9.3条の手続並びに同協定第9.5条、11.2条及び第11.3条に基づく見直しについては、加盟前の申請に係る措置についてもAD協定が適用されること等が、明示的に約束されている。

[実施状況・問題点]**1. AD措置及び相殺措置に関する国内法制**

中国の「アンチ・ダンピング条例」（以下、「AD条例」という）においては、用語の定義（ダンピング、国内産業への損害）、ダンピング・マージンの算定方法、損害の認定方法、AD調査手続、AD税賦課手続、価格約束、各種公告手続等について、AD協定に沿って詳細

な規定が定められている。また、AD条例の他、実施細則として、各種規則が制定されている。

「AD条例」には、「アンチ・ダンピング措置を回避しようとする行為を防止するために妥当な措置を講じることができる」とした、安易な濫用を可能とし得る迂回防止規定（第55条）や「いかなる国（地域）も、中国に対して差別的アンチ・ダンピング措置を発動した場合、中国は実状に基づいて当該国（地域）に対して相応の措置を講じることができる」とした報復措置規定（第56条）が盛り込まれるなど、WTO協定との整合性に問題がある箇所も存在している。これらについて、我が国の他、複数のWTO加盟国より、2002年10月に行われたAD委員会（アンチ・ダンピング法制審査）において、AD協定との関係を中心に質問がなされたところ、中国側から次のような回答があった。

- ・第55条については、「中国はこれまで迂回防止措置を適用したことはないが、迂回防止については、WTOにおいて長い間議論がなされていると認識しており、今後、WTOにおいて、新たなルールができればそれを完全に実施する」
- ・第56条については、「中国はこれまで第56条を適用したことはなく、また、他国との間に問題が生じた場合、WTOの紛争解決手続を活用する」

中国AD法制については、2002年10月以降、AD委員会における中国TRMにおいても継続して議論が行われている。具体的には、我が国をはじめ、米国、EU等から、法令通報の適切な実施、手続の透明性向上、WTO協定整合性等について指摘を行っており、今後とも制度の明確化や法制度の更なる改善を求めていく必要がある。

「相殺措置条例」は、補助金の定義及び相殺措置に関する規定を定めており、各種実施細則

も施行されている。2002年の中国TRMでこれらの実施細則についてWTOへの通報を求めているところ、2003年に一部がWTOへ法令通報された。今後とも中国側に通報を促し、中国の相殺措置法制とWTO協定との整合性について継続的に明らかにしていく必要がある。

また、2004年4月、対外貿易管理に関する最上位法規である「対外貿易法」の改正が10年ぶりに行われ、同年7月に発効した。AD・相殺措置に関する規定として、対外貿易調査条項、貿易救済条項が新たに設けられ、対外貿易上の調査実施項目・実施手順、調査結果に基づく救済措置の内容が明確に規定された。2002年1月から施行されているAD条例及び相殺措置条例は同法の下位法規にあたるが、既に整備されていたこれら条例に沿う形で、同法は改正された。

2. AD措置の運用

<措置の概要>

中国では、商務部の下に損害についての調査・認定等を担当する「産業損害調査局」と、ダンピング、補助金等の調査・認定、貿易救済措置関連規則の制定等を担当する「輸出入公平貿易局」が設置されている。

中国は、WTOに加盟する2001年12月までに、米国、韓国、カナダからの新聞用紙、我が国及び韓国からのステンレス冷延鋼板等、33の案件についてAD調査又は措置を実施していた。我が国の関連では、ステンレス冷延鋼板、アクリル酸エステル、ポリスチレン、カプロラクタムがAD調査の対象となった。

WTO加盟後は、2002年1月より施行されたAD条例（2004年6月改正）に基づき、118件のAD調査が開始されており（2007年12月現在）、加盟前の数年にわたる調査開始件数に比してその数の急増が注目される。118件の内訳は、ほとんどが素材型産業、特に内91件が化

学品で占められており、特定業種によるADの活用が浮き彫りになっている。我が国産品が調査対象に含まれている案件は26件であり、うち21件についてクロの最終決定が出され、AD課税がなされている（第Ⅱ部第5章 アンチ・ダンピング措置 章末参考資料参照）。また、AD税賦課後5年が経過する案件も出始めており、期間経過に伴う措置失効が1件（アクリル酸エステル）、サンセット・レビューにより5年間の措置継続が決定した案件が1件（ステンレス冷延鋼板）ある。

<国際ルール上の問題点>

我が国は、これまで中国調査当局に対し、AD協定に整合的でないと考えられる点について、政府意見書の提出や中国政府関係者との協議、AD委員会等の様々な機会を活用し、我が国の意見を伝えるとともに、改善の申し入れを行ってきた。

これまで我が国が指摘した問題点のうち、例えばAD調査開始の際に被調査企業に調査開始通知が行われるようになったことや、個別ケースにおいて調査上の問題点を改善するなど、一定の成果も見られている。しかしながら、中国のAD調査では、AD協定及び各国の調査当局における一般的なプラクティスに照らすと以下のような問題点があり、引き続き改善を求めていく必要がある。

- ①非応訴登記企業（当局が知らない輸出者を含む）に対して、特段の手続を行うことなく、一律にAFA（adverse facts available）を用いて、輸入禁止的な高率のAD税率を課していること。
- ②電解コンデンサ紙ADに対する最終決定（2007年4月18日）において、日本以外の国・地域からの輸入の影響に関し十分な分析をせず損害の決定を行っており、AD協定第

3.1条や第3.5条に違反する疑義がある（本件では、日本からの輸入の影響と、急増している4か国・地域（米国、ドイツ、台湾、香港）からの輸入に関する影響を分離・区別せず、日本産の輸入と損害の因果関係を認定）。

（注）熱延鋼板ADに関するWTO上級委員会報告（DS184）は、(a)調査機関は、ダンピング輸入による損害への影響と、他の要因による損害への影響を分離・区別しなければならない、(b)他の要因による損害への影響をダンピング輸入に帰してはならないと判断。

- ③利害関係者が提出した意見書及び証拠に関し、調査当局から理由・説明の開示が不十分なまま、最終決定がなされていること（調査当局からは合理的な理由・説明の開示が一切なく、簡単な理由等を付した結論が一方的に示される傾向がある）。

<最近の動き>

2007年10月に行われたAD委員会における中国TRMにおいて、我が国から上記①及び②を中心に質問を發したところ、中国側から次のような回答がなされた。

○非応訴登記企業に対するAFAの適用：

- ・応訴登記手続では、期限を定め、利害関係者に対し調査に参加する意思を表明する機会を与えている。非応訴登記者を含めたすべての利害関係者は、ウェブサイト上又は他の手段で質問状を入手することができる。
- ・調査開始通知（調査対象国の関係企業及び大使館に送付）において、中国当局は、AD調査に参加しないことによる重大な影響と、ファクツ・アベイラブルに基づき決定を行う権利があることを明確に記載している。
- ・上記プラクティスは、AD協定第6.1条、第6.8条、附属書Ⅱパラグラフ1及び7に

整合的である。

○不十分な分析に基づく損害の決定：

- ・日本側の指摘事項については分析を行って最終決定に記載済であり、中国は本件最終決定がAD協定第3.1条及び第3.5条に不整合ではないと考えている。
- ・また、AD協定や熱延鋼板AD上級委員会報告には、損害への影響を分離・区別する特定された方法が示されていない。しかし、中国商務部は在中国日本大使館に本件に関する特別な開示を行った（中国側の認識としては、当該開示において詳細な説明を行ったとの理解）。

こうした回答は、依然として、中国調査当局が、AD協定及び各国調査当局で定着している一般的な運用に照らし、不合理かつ不適切な形で手続が進められ、十分な分析・説明がないまま、最終決定に至っていることを示している。

我が国としては、今後とも、中国調査当局がWTO協定整合的に制度を運用するよう注視をしていくとともに、問題がある運用があれば改善を促していく必要がある。また、我が国の指摘事項に対し改善が見られない場合には、WTO協定の下で取り得る手段の行使も視野に入れつつ、中国側に強く働きかけていくことが重要である。

なお、中国における対日AD措置については、今後AD税賦課後5年を経過する案件が増えていく見込みであり（2008年には6件）、中国調査当局が不当に長期間にわたってAD措置を継続させることがないよう、注視していく必要がある。

補助金

[加盟に伴う約束]

中国は、加盟にあたって、補助金協定第3条1項(a)及び(b)が定める輸出補助金及び国内産品優先使用補助金を撤廃するとともに、同協定第27条中第10、11、12及び15項の各規定の適用を受ける権利を留保する一方、同条第8、9及び13項の各規定の適用は求めない旨を約束した。

また、農産品に係る輸出補助金を維持及び導入しないことを約束するとともに、農業協定上、途上国に削減約束の対象外とすることが認められている一部助成（第6条第2項）についても削減の対象とすること、及び、本来は削減対象となる助成であるが少額であることをもって削減対象から控除しうるものの上限值であるデミニマス値を農業総生産額の8.5%までとすること（同協定上、先進国は5%、開発途上国は10%までとされている）を約束した。

[実施状況・問題点]

中国では、多くの国有企業が存在すること等から、政府の資金的支援により貿易阻害効果もたらされる可能性が高い点については、WTO加盟作業部会においても加盟国側から強い懸念が示されていたところである。

また、中国は補助金協定に基づく補助金通報を行ってこなかったことから、補助金委員会の場を通じて中国政府に対し補助金通報を行うよう先進加盟国より強く要請していた。その結果、2006年4月になって、中国はWTO加盟後初めて補助金通報を行った。

[個別措置]

輸出補助金・国内産品優先使用補助金

<措置の概要、国際ルール上の問題点>

2006年4月に中国が通報を行った補助金の中には、WTO補助金協定で禁止されており、中国が加盟時に撤廃を約束した輸出補助金や国内産品優先使用補助金に該当する可能性の高い補助金が含まれていた。

<最近の動き>

2006年10月の補助金委員会において、我が国は、米国、EU等とともに中国に対し、主に通報された補助金について補助金協定整合性等の観点から質問を行った。しかし中国は、自国の補助金制度はWTO協定に整合的であるとの主張を繰り返すとともに、個別の質問については回答を作成中であると返答した。2007年9月に書面回答が提出され、同年10月の補助金委員会で審議されたが、中国側の回答は、前年と同様、自国の補助金制度について一般的な概略説明にとどまるものであり、具体的なデータの提供等はなされなかった。

こうした中、2007年2月2日に米国が、同月26日にはメキシコが、WTOに通報された中国の補助金制度（多くは外資優遇策の一環としての税制優遇措置）の中に、補助金協定で禁止されている輸出補助金や国内産品優先使用補助金が含まれているとして、WTO紛争解決手続に基づく二国間協議を要請し、我が国、EU、豪州、カナダが第三国参加を要請した。

協議要請後、中国政府は、企業所得税法を改正（2008年1月1日施行）し、外資優遇税制の見直しに本格的に着手した。また、輸出を条件とした低利融資制度についても廃止された。一方、企業所得税法の改正に伴う実施細則の変更内容が不明であり、経過規定が引き続き存続する措置があるといった懸念もあり、米国及び

メキシコの要請に基づき、2007年8月31日にパネルが設置された。

同年11月29日、シュワブUSTR代表は、中国が2008年1月1日までに米国がWTO紛争解決手続において提起している補助金を撤廃することに合意したと発表し、これによりパネルの審理は事実上凍結することになった（ただし、中国が措置撤廃を履行しなければパネル手続を再開することができるとしている）。

我が国としては、他の加盟国と連携しつつ、中国側が加盟時の約束を遵守し、中国の制度が補助金協定に整合的に運用されるよう、引き続き、WTOや二国間協議の場を通じて中国側に求めていく必要がある。

セーフガード

[加盟に伴う約束]

中国は、セーフガード措置について、GATT及びセーフガード協定を遵守する義務を負う。なお、中国は従来そもそもセーフガードに関する法制を有していなかったことから、WTO協定整合的な制度を新たに整備することを約束した。

また、中国産品を対象とする輸出自主規制等のいわゆる灰色措置は、セーフガード協定上認められないことから、中国と輸入側加盟国との合意により一定期間内に廃止することが約束されている（加盟議定書附属書7）。

①産品別経過的セーフガード

中国産品に対して加盟国が発動するセーフガード措置に関しては、中国のWTO加盟議定書第16条及び作業部会報告書の関連規定に基づき、「産品別経過的セーフガード」が認められることとなった。一般セーフガードは輸入源を

問うことなく発動することとされているのに対して、対中経過的セーフガードは中国産品のみを対象として発動することが認められている。具体的には、WTO加盟国は、中国の加盟から12年間の特例として、中国産品が同種の又は直接に競合する産品を生産する国内産業に市場かく乱を起し又はそのおそれがあるような増加した数量又はその他の条件でWTO加盟国に輸入されている時は、当該中国産品に対して、本セーフガード措置を適用できることとされている（加盟国は中国に協議を求め、60日以内に協議で中国側が取るべき市場かく乱を防止又は救済する措置について合意に至らない場合には、当該加盟国は譲許の撤回又は輸入制限を行うことができる）。

なお、対中経過的セーフガード措置については、米国国際貿易委員会（ITC）が2002年8月から電気機械装置（ペダスタル・アクチュエーター）に対して、2002年11月から鉄鋼製品（ワイヤー・ハンガー）に対して、当該調査を開始し、両件ともに損害を認定したが、結局発動は行わなかった。またインドも工業用編機の針に対して、2002年8月から当該調査を実施した。2003年になってからは、6月に米国がブレーキドラム・ローターに対する調査を開始したものの損害を認定しなかった。一方、9月に調査を開始した水道管接合部品（継手）に対しては、ITCが「中国産の水道管接合部品（継手）の輸入が、国内市場をかく乱している」との調査結果を出し、12月、対中経過的セーフガードを発動するよう大統領及び米国通商代表部（USTR）に勧告を提出することを決定したが、その後発動には至っていない。2005年8月からは、溶接スタンダードパイプの調査を開始し、10月に輸入急増による国内産業の重大な損害が認められるとしたが、やはり発動には至らなかった。

②対中国繊維特別措置

2008年末までの特則として、中国産の繊維・繊維製品に対する特別のセーフガード措置（対中国繊維特別措置）も認められた。具体的には、WTO加盟国は、中国産の繊維・繊維製品の輸入により市場がかく乱し、又は、貿易の秩序ある発展を阻害し市場をかく乱するおそれがある場合、中国に協議を要請でき、中国は協議を要請された場合、要請のあった月以前14か月の最初の12か月の輸出量の7.5%増（毛製品6%増）以内の数量に輸出を抑制する。協議の要請後90日以内に合意に達しない場合、原則1年以内の期間、協議要請国は上記数量以下に輸入を抑制することが認められる。

対中国繊維特別措置については、2003年11月、米国商務省が中国から輸入されるニット生地、ガウン・ローブ、ブラジャーの3繊維製品に対して対中繊維特別措置の発動を決定し、12月に公式に中国側へ協議を要請し、当該3品目について12か月間の輸入数量制限措置を発動した。その後、米国は2004年10月、絹、羊毛、靴下の3品目について12か月間の輸入数量制限措置を発動している。

2004年末のWTO繊維協定に基づく輸入枠制度の撤廃後、各国では中国産の繊維製品の輸入が急増している。米国は、2005年5月に綿製ニットシャツ・ブラウス、綿製のズボン等7品目について、9月にブラジャー等2品目について対中繊維セーフガード措置を発動した。米国は、更に他の品目についての発動を検討する一方、同年6月から中国と繊維協議を開始し、2005年11月に米国と中国は2008年末までの3年間、数量制限を設定する合意覚書に調印した。これにより、綿ニットシャツ等34品目が輸入数量管理措置の対象となり、米国はこれ以外の繊維製品についてはセーフガード措置の発動を自制することとしている。EUと中国も、2005

年6月11日から2007年末までの輸出制限を合意している。中国は綿織物等の繊維製品10品目の輸出を自主規制し、EUはTシャツ、亜麻糸に関するセーフガード発動を取りやめた（繊維協定失効後の動向については、第Ⅱ部第7章「②繊維及び繊維製品（衣類を含む）に関する協定」コラムを参照）。

〔実施状況・問題点〕

①セーフガード措置条例

中国は、セーフガード措置の基本要素を規定した国内法制度として、2001年10月に開催された全国人民代表会議常務委員会において、対外貿易法の下に作成された「（中国）セーフガード措置条例」を採択、2002年1月に施行した。その後、4つのセーフガード調査・手続に係る規則（同条例の細則との位置づけ）が作成され、また2004年7月には同条例の設立根拠となる対外貿易法も改正される等、中国におけるセーフガード関係法制の整備は着実に図られてきた。

②問題点

しかしながら、これらの法制度において、セーフガード協定との整合性に疑義があると考えられる部分があり、また運用面においても、2002年4月に発動された鉄鋼製品に対するセーフガード措置（暫定及び確定措置）は、WTO協定との整合性につき疑義があった。そのため、我が国は、2006年4月及び10月に開催されたセーフガード委員会（各国法制質問）において、中国独自の規定（中国セーフガード規則第31条の対抗措置に係る規定）とWTO協定との整合性や中国国内の法制度（事情の予見されなかった発展、セーフガード発動時の公共性の確保、代償措置に関する規定の明確化、モラトリアム規定の欠如等）に関する質問を行

った。これに対して、中国政府からは、中国の制度はWTO協定整合的であり、(明文規定がなくとも)セーフガード調査を行う場合は、WTO協定及び国内法に則った適正な運用を行うとの回答を受けた。引き続きWTO協定との整合性が疑われる点に関しては中国側に説明を求めるとともに、今後セーフガードが発動された場合には、WTO協定整合性の観点から不適切な運用がなされないように引き続き注視していくことが必要と考えられる。

貿易関連投資措置

[加盟に伴う約束]

中国は、加盟にあたって、外国投資の認可にあたって付与される貿易関連の条件につき、GATT第3条違反となるローカル・コンテンツ要求(国産品を一定比率以上使用することを義務づける)や、GATT第3条及び第11条違反となる輸出入均衡要求(原材料や資本財の輸入は輸出実績に見合った金額や数量までしか認めない)等のTRIM協定で禁止されている措置に加えて、輸出要求や技術移転要求等の一切のパフォーマンス要求を条件としないことを約束している。

更に特定分野についての約束として、①自動車製造許可に関し、カテゴリー別許可制度は維持するものの、加盟後2年以内に、自動車の種類、型式又はモデルの制限は撤廃するとし、また、地方レベルで承認できる上限金額を、現行の3,000万ドルから加盟1年後に6,000万ドル、加盟2年後に9,000万ドル、加盟4年後に1.5億ドルへ引き上げることを約束した。更に、②自動車エンジン製造については、従来の外資出資規制(50%未満)の撤廃を約束した。

[実施状況・問題点]

上記約束に沿って、中国は2000年10月から2001年7月にかけて、外資100%企業に適用される「外資企業法」、合作企業に適用される「中外合作经营企业法」、合弁企業に適用される「中外合资经营企业法」及びこれらの実施細則を改正し、輸出要求、ローカル・コンテンツ要求、輸出入均衡外貨バランス要求に係る条文が削除・改正された。

なお、上記の外資3法に加え、外資企業に対しては、2006年1月より改正・施行された新「会社法」が適用されている。

上記のように、国内法はWTO協定に概ね整合的になるよう改正されたが、依然として協定に不整合な実態や投資に対して制限的な措置も見られ、これらは早急に是正されるべきである。

まず、自動車製造分野では、2004年6月に公布・施行された「自動車産業発展政策」において、従来存在していたローカル・コンテンツ要求に関する規定は置かれなかったが、完成車の特徴を有する自動車部品には完成車の税率で課税するとされた。これを受けて、2005年2月に公布された「完成車の特徴を有する自動車部品の輸入管理弁法」では、輸入部品の価格総額が同車種完成車価格総額の60%に達した場合、完成車の税率で関税と輸入増徴税を徴収するとしている。これらの措置は実質的なローカル・コンテンツ要求にあたる可能性がある(本件については、本章「関税」「(2)完成車特徴認定制度の問題」を参照)。また、国家発展・改革委員会は2006年12月、「国家発展改革委員会による自動車工業構造の調整に関する意見の通達」を発表した。同通達は、「合弁自動車メーカーは、各出資者が約束し、かつ関連部門の許可を受けた合弁経営契約などにに基づき業務を行うべきである。契約どおりに実施できていない場合には早期の改善・充実を図るべきであ

＜図表中－4＞ WTO加盟後に改正された主な貿易関連投資措置に関する事項

	改正された法規	改 正 事 項
投資分野	国土資源部文件 (2000年12月)	★非石油ガスの鉱物資源の開発を外商投資へ開放。独資、合資、合弁のいずれの形式も可能。
企業設立、 パフォーマ ンスの要求	外商投資商業分野管理規則(2004年6月)	★外商投資商業企業の設立は独資、合資、合弁のいずれの形式も可能。外商投資商業企業以外のその他の外商投資企業の経営範囲変更(商業業務の追加)も可能。
	『外資企業法』、『中外合資経営企業法』(2000年10月改正)、 『中外合作経営企業法』、(2001年3月改正)	★「生産経営計画を主管部門に報告する」規制を廃止。 ★「外貨収支均衡を図らなければならない」規制を削除。企業が原材料・部品・賃金・配当を支払う際に必要な外貨は、銀行から購入又は外貨口座から引き降ろすことができる。 ★「原材料・燃料などの物資は可能な限り中国での購入を優先する」規制を削除。国内企業と同様な調達の主権を持つ。 ★「製品を一定比率以上輸出しなければならない」規制を削除。国内企業と同様な製品販売の主権を持つ。ただし、合資企業に限り、輸出を奨励。 ★企業がかける保険は「中国の保険会社から購入する」規制を「中国国内にある保険会社から購入する」に緩和。
	『会社法』(2006年1月)	★企業の設立に関する出资方式と出資期限の規制を緩和。 ★一人有限責任会社の設立が可能に。 ★企業の国内における社外投資の制限を緩和。
	『会社登記管理条例』(2006年1月)	★株主が信用、のれんなどで出資することはできない。
地域性	『中西部地域外商投資優勢産業目録』(2000年6月公布、2004年7月改正)	★外商投資分野の制限と企業の設立基準を緩和し、外資の出資比率の上限を緩和する。 ★中西部地域に設立された外資企業が奨励業種であれば、企業所得税の優遇措置を適用し、更に3年間の企業所得税を減免され、15%とする。 ★再投資されるプロジェクトのうち、外資が25%以上を占める場合、外資企業なみの優遇措置を享受できる。 ★再投資として国有企業を買収、合併、請負を奨励。
地域性	『東北地域振興計画』(2007年8月)	★外資による国有企業の再編・改革への参画を奨励。 (外資系企業が金融資産管理会社から不良債権と株式を買収し、更にその資産を再編・処理することが可能になる。外国投資者が国有企業を買収・合併してから設立した外資系企業は、労使関係、人員削減と社会保障などにおいて、内国民待遇を享受することができ、中国の現行の法規と制度が適用される) ★外資の投資をハイテク産業、装備製造業、近代的農業、サービス業、インフラと生態環境保護などの分野に誘導する。 (東北地域の装備製造業、化学工業、ハイテク産業などの重点業種に対して、及び企業の重要なコア技術と設備の導入に対して政策的な貸出サポートを提供) ★外資系金融機関の東北地域における機関の設立と業務の展開を奨励。 (外資系銀行の東北地域における機関の設立と業務の展開に対し優先的に許可を与える) ★外国投資者の地域R&D・設計センターの投資や、特徴と優位性のある産業技術R&D・設計センターの共同設立を奨励する。 ★外国投資者のエネルギー大量消費型、物質大量消費型、高汚染型の産業への投資を制限又は禁止。

る。改善が図られていないものに対しては、分工場の建設並びに新製品公告の申請を一時中止とする」としているが、多くの外国投資者は合弁契約締結時に研究開発拠点の設置や現地調達率に関する予定を明らかにしており、これらを義務として実施することが求められるのであれば、不当なパフォーマンス要件に該当する可能性がある。

また、中国国家発展改革委員会は、2007年3月6日付で「新エネルギー自動車の生産参入管理規則」案を発表した。同規則案では、ハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車等の新エネルギー自動車を製造する企業に国家発展改革委員会の許可取得を義務づけるとともに、当該許可の要件として、研究開発機関の設置、完成車設計等の全過程を記した作業指導書の作成、中核的技術の把握等を挙げていた。同規則は11月1日から施行されており、引き続き運用について注視していく必要がある。

なお、近年中国において急速な発展を見せている移动通信分野においても、ローカル・コンテンツ要求とパフォーマンス要求がみられる。1998年に中国情報産業部と旧国家発展計画委員会が共同で「移动通信産業発展の促進に関する若干意見」（5号文書）を発表した。同文書によると、1999年より、外国移动通信製品の輸入を厳しく制限するだけでなく、外資企業が生産する携帯電話を一定比率以上輸出しなければ、関連製品と部品の輸入割当を得ることができないと規定している。5号文書の有効期限は2005年までとされていたが、現在でも廃止された明確な法令はなく、一部の規定内容は依然として施行されている。現時点では大きな問題は生じていないが、今後の動きを注視する必要がある。

中国では、投資分野を奨励業種・許可業種・制限業種・禁止業種に分け、外資による投資は

奨励・許可・制限業種にのみ認められる。国家発展・改革委員会と商務部は、2007年10月31日に「外商投資産業指導目録」を改正し、同年12月1日より施行した。今回の改正においては、奨励業種の多くが変更されるとともに、制限業種と禁止業種に多くの業種が追加された。具体的には、以下の4つの特徴が挙げられる。

①サービス業では、卸売・小売業と企業向けサービス業の規制が若干緩和され、「アウトソーシングサービスの請負」「近代的物流」等が奨励業種に加えられた。一方で、文化・スポーツ・エンターテインメント業の規制は更に厳しくなった。具体的には、従来一定の条件で開放されていた映画・テレビ番組の制作・発行業務について、外資の導入が禁止されることとなった。また、外国事業者によるニュースウェブサイト及びインターネットでのコンテンツ配給等への投資が禁止されることとなり、文化メディア分野の規制は一段と厳しくなった。

②伝統的な製造業が外資導入の奨励対象ではなくなり、代わりにハイテク産業、装備製造業、新材料製造業などの産業が新たに奨励業種として加えられた。具体的には、乳製品の生産、直接還元鉄（DRI）の生産、デジタルテレビ設備の製造等が奨励業種から除かれた一方、衛星デジタル・テレビアップリンクステーション設備、サテライト・マスター・アンテナ・テレビジョン（SMATV）フロントエンド装置、デジタルテレメトリー地震計、NCロギングシステム、高級環境保全型装饰材料等が新たに奨励業種として加えられた。

③中国政府の経済引締め政策、一部業種の過熱抑制政策が実施される中で、改正後の「目録」には関連業種に対する規制が加えられた。具体的には、不動産の中古住宅取引市場や不動産の仲介、不動産ブローカーは制限業種に指

定された。

- ④重要な鉱山資源への投資が奨励類から削除された。すず化合物・アンチモン化合物の生産やレアアースの応用等の分野である。

制限業種及び禁止業種に指定されている業種について、現在の状況を整理すると<図表中－5>のとおりとなる。なお、改訂「外商投資方向指導規定」の第10条には、製品のすべてを

直接輸出する許可業種の外資プロジェクトは奨励業種とみなし、また、輸出販売額が製品全販売額の70%を占める制限業種の外資プロジェクトは、地方政府等の承認があれば許可業種とみなすことができるとの規定がある。これらは、加盟約束で行わないとしている輸出要求に当たる可能性があり、注視していく必要がある。

<図表中－5>『外商投資産業指導目録』に規定されている外国投資の制限業種及び禁止業種

	制 限 業 種	禁 止 業 種
農林牧水産業	農作物新品種の育成と種子の開発・生産（中国側マジョリティ）、希小樹木の原木加工（合弁、合作に限る）、綿花（種綿）の加工	希小優良品種の養殖と栽培、遺伝子組換え種・種畜禽・水産苗種の開発・生産、管轄海域と内陸水域の漁業
採掘業	特種・希有石炭の実地調査と開発（中国側マジョリティ）、重晶石の実地調査と採掘（合弁、合作に限る）、貴金属（金・銀・プラチナ）の実地調査と採掘、金剛石等貴重非金属鉱物の実地調査と採掘、燐鉱の採掘と選鉱、ほうマグネシウム石とほうマグネシウム鉄鉱石の採掘、天青石の採掘、海洋マンガング塊・海砂の採掘（中国側マジョリティ）	タングステン、モリブデン、すず、アンチモン、ホタル石の実地調査と採掘、希有土の実地調査・採掘・選鉱、放射性鉱物の実地調査・採掘・選鉱
農業副食品加工業	ダイズ・菜種食用油脂の加工（中国側マジョリティ）、トウモロコシの高度加工、バイオ液体燃料（燃料アルコール、バイオディーゼル・オイル）の生産（中国側マジョリティ）	――
飲料製造業	醸造酒・高級蒸留酒の生産（中国側マジョリティ）、炭酸飲料の生産	中国伝統工芸の緑茶及び特殊茶の加工（銘茶、黒茶など）
煙草製品業	脱穀再乾燥葉たばこの加工・生産	――
印刷業と記録メディアの複製	出版物の印刷（中国側マジョリティ、包装用印刷除外）	――
石油加工及びコークス業	年産800万トン以下（800万トンを含む）製油所の建設と経営	――
化学原料と化学製品製造業	苛性ソーダ（水酸化ナトリウム）、カリウム塩基（水酸化カリウム）の生産、感光材料、ベンジダイン、毒性になり易い化学品（7品目）の生産、HCFCs又はHydrogen HCFCs・エチレンテトラフルオロエタン・フッ化アルミニウム・フッ化水素の生産、BR・乳化重合スチレンブタジエンゴム・熱可塑性SBRの生産、塩化メタン（クロロメタン除外）・カーバイド法塩化ビニルの生産、硫酸法酸化チタン・平炉法過マンガン酸カリウムの生産、ホウ素マグネシウム鉄鉱石の加工、バリウム塩、ストロンチウム塩の生産	――

	制 限 業 種	禁止業種
医薬製造業	クロラムフェニコール・アナルギン等の化学物質、ビタミン調合剤と経口カルシウムの生産、麻酔薬品及び第1類精神薬品原料の生産（中国側マジョリティ）、血液製剤、使い捨て注射器等の生産	『野生薬材資源保護条例』と『中国稀少・保護植物目録』の中の漢方薬材料の加工、煎じ薬の蒸し・炒めなどの炮灸技術の応用と漢方薬秘密処方製品の生産
化学繊維製造業	常規生検紡績の化学繊維抽糸生産、ビスコーススフの生産	——
ゴム製品業	低性能工業用ゴムなどの生産	——
非鉄金属の製錬と圧延加工業	タングステン・モリブデン・すず（すず化合物除外）・アンチモン（酸化アンチモニーと硫化アンチモンを含む）など希少金属の製錬、電気分解アルミニウム・銅・鉛・亜鉛などの非鉄金属の製錬、希有土の精練と分離（合弁、合作企業に限る）	放射性鉱物の精練と加工
金属製品業	コンテナの生産	——
通用設備製造業	普通レベルの（P0）ベアリングとその部品、未加工品の製造、300トン以下の車輪付き・キャタピラ式起重機械の製造（限于合弁、協力）	——
専用設備製造業	中低レベルのB型超音波モニターの製造、一般化繊の設備、320馬力以下のブルドーザーの製造、液圧掘削機、6トンレベル及びそれ以下の車輪付き積載機、220馬力及びそれ以下のグレーダー、ローラー車、フォーク・リフト、135トンレベルとそれ以下のスキップ・ダンプ・カー、路面舗装補修機械装置、庭園機械と道具、コンクリート機械の製造	武器弾薬の製造
電気機械と器材製造業	——	オープン式鉛酸電池、水銀含有酸化銀電池、糊式亜鉛マンガン電池、カドミウム・ニッケル電池の製造
工業製品及びその他の製造業	——	象牙彫刻、虎骨加工、漆器生産 ^(注) 、珐瑯製品生産、宣紙・墨の生産、発癌性・奇形性・突然変異誘発物質と持久性有機汚染製品の生産
交通輸送設備製造業	普通船舶の修理・設計・製造（中国側マジョリティ）	——
通信設備、コンピュータ及びその他の電子	衛星テレビ放送地面受信設備及びその主要部品の生産、税金控除収納機の製造	——
電力・ガス・水の生産と供給業	チベット、新疆、海南などの小規模送電網範囲内の、単機容量30万kWとそれ以下の石炭蒸気凝縮火力発電所、10万kWとそれ以下の石炭蒸気凝縮・抽出通火力発電所の建設と経営、送電網の建設と経営（中国側マジョリティ）	チベット、新疆、海南などの小規模送電網の範囲以外の、30万kWとそれ以下の石炭蒸気凝縮火力発電所、10万kWとそれ以下の石炭蒸気凝縮・抽出通火力発電所の建設と経営

	制 限 業 種	禁止業種
交通運輸・倉庫・通信業	鉄道貨物輸送会社、鉄道旅客輸送会社（中国側マジョリティ）、道路旅客輸送会社、出入国自動車輸送会社、水上輸送会社（中国側マジョリティ）、撮影・鉱山探索・工業等汎用航空会社（中国側マジョリティ）、通信会社：增值通信業務（外資の割合が50%以下）、基礎通信のモバイルボイスとデータサービス（外資の割合が49%以下）、基礎通信の国内業務と国際業務（外資の割合が35%以下、2007年12月11日までに外資の割合を49%に引き上げる）	航空管制会社、郵便会社
卸売・小売貿易業	商品取引、食糧、綿、植物油、砂糖、薬品、タバコ、自動車、原油、農薬、農業用プラスチック・フィルム、化学肥料の卸売・小売・配送（30社以上の支店を有する、複数のサプライヤーからの商品を販売するチェーン店は、中国側がマジョリティであること）、AV製品（映画を除く）の流通（合作企業、中国側マジョリティに限る）、商品オークション、船舶代理（中国側マジョリティ）、外国船貨物代理（合弁、合作企業に限る）、石油製品の卸売、ガソリンスタンド（同じ外国投資者の投資による、30社以上の支店を有する、複数のサプライヤーからの商品を販売するチェーン店は、中国側がマジョリティであること）の建設、経営	——
金融業	銀行、金融リース会社、財務会社、信託投資会社、貨幣ブローカー会社、保険会社（生命保険会社の外資の割合が50%以下）、証券会社（A株の引き受け、B株とH株及び政府と会社債券の引き受け・取引に限る、外資の割合が1/3以下）、証券投資ファンド管理会社（外資の割合が49%以下）、保険ブローカー会社、先物取引会社（中国側がマジョリティ）	——
不動産業	大規模土地開発（合資、合作に限る）、高級ホテル・別荘、高級オフィスビル・国際会議展示センターの建設と経営、不動産売買市場の取引と不動産仲介又はブローカー会社	——
リースとビジネスサービス業	法律コンサルティング、市場調査（合弁、合作に限る）、信用調査と格付会社	社会調査
科学研究、技術サービスと地質調査業	測量会社（中国側マジョリティ）、輸出入商品の検査・鑑定・認証会社、撮影サービス（測量・製図の航空撮影以外の特殊撮影サービスを含む、合弁に限る）	人体乾細胞、遺伝子診断と治療技術の開発と応用、大地の測量、海洋の測量・製図、測量・製図航空撮影、行政区域境界線の測量・製図、地形図の編成、一般地図編成のナビゲーション電子地図の編成
水利、環境と公共施設管理業	大都市のガス・熱エネルギー・上下水道網の建設と経営（中国側マジョリティ）	国家保護の中国原産野生動植物資源の開発、自然保護区と国際重要湿地の建設と経営
教育	普通高等・中等段階の教育機関（合資、合作に限る）	義務教育機関、軍事・公安・政治・党学校などの特殊教育機構
衛生、社会保障、社会福祉業	医療機関（合資、合作に限る）	——

	制 限 業 種	禁 止 業 種
文化、体育、エンターテインメント業	放送番組の制作と映画の制作（合作に限る）、映画館の建設と経営（中国側マジョリティ）、大規模テーマパークの建設と経営、公演プロモーター機関（中国側マジョリティ）、エンターテインメント施設の経営（合資、合作に限る）	図書・新聞・雑誌の出版・発行・輸出入業務、AV製品と電子出版物の出版・制作・輸出入業務、マスコミ機関、各レベルの放送局、テレビ局、放送網、放送テレビ番組の制作経営会社、映画の制作・発行会社、映画館、ニュースウェブサイト、オンライン番組サービス、インターネットサービスの営業機関、インターネット文化の経営、ビデオ放映会社、ゴルフ場の建設と経営、ギャンブル業（ギャンブル類競馬場を含む）、風俗サービス業
その他	国家规定、中国が締結あるいは参加している国際条約の規定で制限されているその他の業種	軍事施設の安全と機能に危害を加える行動、国家规定や中国が締結あるいは参加している国際条約の規定で禁止されているその他の業種

（注）『外商投資産業指導目録』（2007年12月1日施行）による。

基準・認証制度

〔加盟に伴う約束〕

中国は、基準認証に関して、①加盟時に関係規制・手続をTBT協定に整合化させること、②手数料や検査期間を含めて、輸入品が国産品に比べて不利とならないように取り扱うこと、③可能な限り国際基準を採用し、国産品が対象となっていない検査は、輸入品も検査除外とすること、④相互承認取極を行っている検査機関によって認証を受けたことがある製品については検査の方法・手続の簡素化を行うこと、⑤加盟後18か月以内に各認証機関の責務の配分を行い、その内容を加盟後12か月以内にTBT委員会に通報すること、等を約束している。

（注）中国は、国産品と輸入品とで異なる法令・基準、制度が適用されていたことについて、加盟時までにこれらを統合するなど内外無差別の取扱い及び透明性の確保を約束した。特に、我が国産業界から要望の強かった化学品の初回輸入登録制度（国際ルールに合致した法律の制定）、家電製品の重複する二つのマーク（CCIBマークと長城マークの取得手続の簡素化）、自動車の基準認証（輸入車と国産車と

の法令、基準の統一）、ボイラー・圧力容器の安全品質許可（内外無差別の確保、国際基準の採用等）に関する問題について、加盟時までの改善を約束した。

〔実施状況・問題点〕

2001年12月、国家質量監督検査検疫総局及び国家認証認可監督管理委員会は、強制認証に関し、加盟交渉において約束した外国製品に対する内国民待遇実現のため、リストの統一、標準・技術法規及び合格判定手続の統一、マークの統一、費用基準の統一という「4つの統一」を実施することを発表し、関連4法令が2002年5月1日から施行された。これにより、国産品と輸入品に対して、統一的な目録、標準、標識、費用徴収方法によって製品認証を行う制度が確立することとなった。更に、透明性向上のため、ホームページ（www.wto-tbt.gov.cn）上での情報提供が開始されるなどの対応が進められた。

しかし、中国が加盟時までの改善を約束していた事項のうち、以下に述べる中国強制認証制度（CCCマーク制度）の運用など未だ十分な改善が図られていない案件が存在する。また、

化学品輸入時には、過大な手数料を伴う差別的な登録義務を外国企業に対して課している。2002年9月に国家環境保護総局（SEPA）は、その根拠である「有毒化学品輸出入環境管理規則」を廃止する条文を盛り込んだ「危険化学品輸出入登録管理規則案」を公表したが、国内調整の目途が立たず、未公布の状況である。

〔個別措置〕

（1）中国強制認証制度（CCC制度）

＜措置の概要＞

中国では、対外貿易経済合作部・国家出入境検検検疫局の安全認証（通称：CCIBマーク）と、国家経済貿易委員会・国家質量技術監督局の電気・電子製品に対する安全認証（通称：長城（CCEE）マーク）が並存する制度となっていた。中国は、WTO加盟時までにこの二重認証を一本化することにより「3か月以内の認証取得」の実現など認証制度に係る改善を行うことを約束した。その結果、2002年5月、新たに中国強制認証（Chinese Compulsory Certification）制度が創設され、同制度の対象品目にはCCCマークが付されることとなった。従前のCCIBマーク及び長城マークの制度は2003年4月末をもって廃止された。

＜国際ルール上の問題点＞

二重認証の状態は改善されたものの、中国国外にある工場の場合には認証取得までに半年から1年程度を要する場合があります、現在も認証取得に要する期間は短縮されていない。これは初回工場検査については海外の適合性評価機関による実施が中国から認められないためであるところ、当該問題点は、TBT協定第6.4条（外国の適合性評価機関の国内における適合性評価活動への参加奨励規定）及び中国の加入に関する作業部会報告書パラグラフ195に違反する可能性

がある。

＜最近の動き＞

2007年11月のTBT委員会にて行われた中国TRMにおいて、上記問題点については是正を求めたが、「海外の適合性評価機関が審査を行うためには政府間でのMRAの締結が必要である」として、前回と同じ回答がなされた。

その後、同年12月に行われた経済産業省と国家認証認可監督管理委員会との会合では、日中間の相互承認の取組に向けて、①両国の適合性評価制度に関する情報交換及び比較分析の実施、②相互承認の範囲及び形態に関する議論、③それら研究成果の取りまとめ等の準備作業を3年以内に完了するという作業スケジュールが合意されている。

今後は、当該スケジュールに沿って中国と協議しつつ問題解決を図っていく必要がある。

（2）電子情報製品汚染予防管理方法

＜措置の概要＞

2005年9月にTBT通報された中国の電子情報製品汚染予防管理方法（以下、「管理弁法」という）は、2006年2月に公布され、2007年3月に施行された。管理弁法は、廃電子情報製品による環境汚染の管理及び削減、資源の節約、電子情報産業の持続的開発の促進を目的として、電子情報製品分類注釈に登録されている電子情報製品に含有されている有害物質として、鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリブロモビフェニール（PBB）、ポリブロモディフェニールエーテル（PBDE）等を規制し、2段階方式で管理する方法をとっている。第1段階は、中国国内で販売する電子情報製品は、業界基準に適合した有害物質の名称、含有量、環境保護使用期限等を製品、説明書及び梱包材等に標示しなければ販売できない。第2段階は、「電子

情報製品分類注釈」に記載されている電子情報製品のうち、6種類の指定有害物質の含有量が基準値以下、又は代替物質による製造あるいは6物質を含まない製造が可能なものについては、「電子情報製品の汚染予防重点管理目録（以下、「重点管理目録」という）」に登録され、強制認証（CCC認証）を受けて、国家基準に適合しなければ販売できないこととなっている。規制の対象者は、生産者、輸入者及び販売者で、「重点管理目録」に登録された電子情報製品は、国家認証認可監督管理部門が強制認証管理を行い、輸入される電子情報製品は、更に出入国検閲検疫機関が港検査や貨物到着検査を実施し、税関では、輸出入検閲検疫機関が発行する貨物通関証明をもとに許可が下りることになっている。

＜国際ルール上の問題点＞

中国の電子情報製品汚染予防管理方法は、EUのRoHS指令と似ているが、対象製品が電子レーダー、電子計測器、電子材料、電子ユニット・部品など、RoHS指令には含まれない製品等が指定されており、かつ、業界基準や国家基準が明確にされていない。また、輸入者については、輸入の時に出入国検閲検疫機関の検査を受け、輸入後に国家認証認可監督管理部門の強制認証を受けるような形になっているが、これらの検査を、どのような基準及び方法で行うのかも示されておらず、国際標準、世界の技術レベル等を十分に考慮し、公平性及び透明性のある運用をどのように確保するのも不明確である。

これらの問題点については、正当な目的の達成のために必要である以上に貿易制限的である可能性がある（TBT協定第2.2条）。

＜最近の動き＞

2006年11月に業界基準として、「有害物質の使用制限要求（含有率の閾値）」、「汚染予防標識及び要求」、「使用制限物質の検査方法」の3基準が公表されたが、TBT通報はされなかった。そのため、この点につき2007年3月のTBT委員会において指摘したところ、中国側はそれら3つの基準は任意規格であるためTBT通報対象になるとは考えていない旨回答を行った。

また、同年7月のTBT委員会及び11月の同委員会にて行われた中国TRMにおいて、「重点管理目録」対象製品に必要とされるCCC認証にて適用される国家標準については、国際規格を参照すること及び十分なコメント期間を設けることを要請したところ、中国側からは、「重点管理目録」については現在調査中であり、草案についてはTBT通報を行う旨の回答がなされている。

今後も、業界基準と国家基準のTBT通報の要求、更なる制度の明確化に向けた働きかけを行っていく必要がある。

（3）有毒化学品輸出入環境管理制度

＜措置の概要＞

「中国が厳格に輸出入制限する有毒化学品リスト（以下、「有毒化学品輸出入規制リスト」という）」に掲載された化学品を中国に輸出する外国企業には、登録ごとにSEPAに1万米ドルの手数料を支払い、「有毒化学品輸入環境管理登録証」の発給申請手続を行うことが義務づけられている。また、当該化学品を輸入する中国企業は、入港貨物ごとに2000人民元の手数料を支払い、「有毒化学品輸入環境管理通過許可証」の発給申請手続を行い、当該化学品を通関する際に輸入環境管理通過許可証を税関に提出しなければならない。なお、中国企業が国

内で当該化学品を製造・販売をする場合には、販売契約ごとに登録等の申請手続は義務づけられていない。

SEPAは有毒化学品の輸出入規制を強化するため、2005年12月28日付けで有毒化学品リストを改正し、2006年1月1日から施行する旨公告し、1995年2月施行時の31品目に加えて、新たに158品目の化学品を追加した。この中には、ジクロロメタン、クロロホルム、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等の工業用途で広く使用されている化学品が含まれていたため、外国企業だけが高額な登録手数料を支払うのであれば中国の国産品と競争できなくなる可能性があること、中国に進出した日系企業の操業に悪影響を及ぼす等の懸念が、我が国産業界から経済産業省に伝えられた。また、日系企業が上記公告以前に契約し中国向けに船積みした貨物のうち、2006年1月1日以後に上海等の港に到着した貨物が、有毒化学品登録証及び輸入許可証が提示できずに税関で通関を差し止められるといった事態が数件発生した。

<国際ルール上の問題点>

本制度は、工業用化学品や農薬等について、有毒化学品として指定した化学物質を含まないという商品の特性を規定し、この規定に該当しない商品の輸入について、登録等の義務を課していることから、TBT協定上の強制規格に該当するとの解釈が可能である。その場合、輸入品に対してのみ輸入登録及び輸入許可を課している点並びに輸入登録証及び輸入許可証の審査のために必要と想定される以上の手数料を徴収している点については、強制規格制度に係る内国民待遇の付与や貿易制限的な運用の禁止等を規定したTBT協定第2条との整合性について疑義がある。また、これら内外差別的な取り扱いや過大な手数料の徴収については、GATT及

び輸入ライセンス協定上の関連規定との整合性も懸念されるところである。更に、今回の有毒化学品輸出入規制リスト改正についてWTO事務局への事前通報・加盟国によるコメント機会の確保を行わず、また、公表から施行まで適当な期間を置かなかった点についても、TBT協定第2条の関連条項（事前通報義務を規定した2条9項及び経過期間の確保を規定した2条12項等）に反する可能性がある。

<最近の動き>

2006年2月、在北京日本大使館からSEPA及び商務部に対して、本件に関し、国際ルールとの整合性について疑義があること等の問題点を指摘した上で、工業用途の化学品が追加された理由の説明を求めるとともに、本公告前に契約した貨物の登録料の免除・速やかな通関許諾、国内調整中とされる「危険化学品輸出入登録管理規則案」の早期の施行等について申し入れを行ったが、満足できる回答は得られなかった。その後、2006年7月の日中経済パートナーシップ協議において再度問題提起したところ、中国側からは、①登録費用は1契約ごとではなく、1回登録証を取得すれば有効期間（2年間）中は何回でも輸入可能である、②徴収した費用は中国国内の汚染防止・リスク予防の費用に使用している、等の回答を得た。

中国からの回答により状況は改善はされたが、依然として懸念が残る部分もあるため、2007年3月のTBT委員会、10月の日中経済パートナーシップ協議及び11月のTBT委員会にて行われた中国TRMにおいても、引き続き上記問題点に加えて手数料の根拠、有効期間が終了する2008年1月1日以降の登録の扱い等につき質問を行ったところ、中国側からは、手数料は各国の類似事例から見て妥当である、本件制度については現在担当省庁において改訂を検

討中であり、その改訂プロセスには海外の利害関係者の参加も予定している、との回答がなされた。

今後も、欧米とも連携しながら、あらゆる機会をとらえて、中国側に本件問題の是正を求めていく必要がある。

サービス貿易

[加盟に伴う約束]

WTO加盟前の中国では、主要なサービス分野における外資企業の参入は厳しく制限されており、例えば、流通業については限られた大都市と経済特別区において小売業の試験的な進出が認められている程度であり、電気通信業については外資企業の参入が禁止されていた。

しかし、加盟交渉の結果、中国は、各サービス分野について、外資企業に係る地理的制限や出資比率上限等の規制を、加盟後凡そ5年以内に段階的に緩和、撤廃していく旨の自由化約束を行った。

その主な内容は次のとおりである。

<図表中-6> 流通分野の自由化スケジュール

	卸 売 業		小 売 業			
	地理的制限	出資比率	地理的制限	出資比率 (右記チェーンストアを除く)	出資比率 (自動車販売チェーン)	出資比率 (一部産品を扱うチェーン)
2001年12月			13都市	外資J/V設立を認める (外資マイノリティ出資可)	外資J/V設立を認める (外資マイノリティ出資可)	外資J/V設立を認める (外資マイノリティ出資可)
加盟後1年以内 (2002年12月11日までに)		外資J/V設立を認める (外資マイノリティ出資可)				
加盟後2年以内 (2003年12月11日までに)	制限撤廃	外資マジョリティ出資を認める	すべての省都、重慶、寧波を追加	外資マジョリティ出資を認める		
加盟後3年以内 (2004年12月11日までに)		制限撤廃	制限撤廃	制限撤廃		
加盟後5年以内 (2006年12月11日までに)					制限撤廃	

<図表中-7> 電気通信分野の自由化スケジュール

	国内・国際電話		移動体通信		付加価値サービス	
	地理的制限	出資制限	地理的制限	出資制限	地理的制限	出資制限
2001年12月			上海・広州・北京	25%以下	上海・広州・北京	30%以下
加盟後1年以内 (2002年12月11日までに)			14都市追加	35%以下	14都市追加	49%以下
加盟後2年以内 (2004年12月11日までに)					制限撤廃	50%以下
加盟後3年以内 (2004年12月11日までに)	上海・広州・北京	25%以下				
加盟後5年以内 (2006年12月11日までに)	14都市追加	35%以下	制限撤廃	49%以下		
加盟後6年以内 (2007年12月11日までに)	制限撤廃	49%以下				

<図表中-8> 保険分野の自由化スケジュール

	生命保険		損害保険		保険仲介サービス	
	地理的制限	出資制限	地理的制限	出資制限	地理的制限	出資制限
2001年12月	上海・広州・大連・深圳・佛山	50%以下	上海・広州・大連・深圳・佛山	51%以下	上海・広州・大連・深圳・佛山	50%以下
加盟後2年以内 (2003年12月11日までに)	10都市追加		10都市追加	制限撤廃	10都市追加	
加盟3年以内 (2004年12月11日までに)	制限撤廃		制限撤廃		制限撤廃	51%以下
加盟5年以内 (2006年12月11日までに)						制限撤廃

<図表中-9> 銀行分野の自由化スケジュール

	営業許可	人民元業務		外貨業務	
		地理的制限	出資制限	地理的制限	出資制限
2001年12月		上海・深圳・天津・大連		制限撤廃	制限撤廃
加盟後1年以内 (2002年12月11日までに)		広州・珠海・青島・南京・武漢を追加			
加盟後2年以内 (2003年12月11日までに)		済南・福州・成都・重慶を追加	中国企業にサービス提供可能に		
加盟後3年以内 (2004年12月11日までに)		昆明・北京・廈門を追加			
加盟後4年以内 (2005年12月11日までに)		汕頭・寧波・瀋陽・西安を追加			
加盟後5年以内 (2006年12月11日までに)	ブルデンシャル規制以外の出資比率、業務、法人形態制限を撤廃	地理的制限を撤廃	すべての中国顧客にサービス提供可能に		

[実施状況・問題点]

流通分野では、2004年6月1日に「外商投資商業領域管理弁法」が施行された。同弁法は、流通分野における段階的自由化を履行する際の根拠となるものであり、WTO加盟約束に従って外資制限や地理的制限を撤廃する内容となっている。建設分野では、2002年9月に「外商投資建築業企業管理規定（建設部・対外貿易経済合作部令第113号）」が公布され、外資による100%出資が認められた。運送分野においても、2003年1月の「外国投資国際貨物運輸代理企業管理弁法」の施行、2005年12月の同弁法の改正により、外資独資の国際貨物代理企業の設立が認められている。更に、電気通信分野では2002年1月に施行された「外商投資電信企業管理規定」、保険分野では、2004年6月に施行された「外資保険会社管理条例实施细则」、銀行分野では2002年1月施行の「外資金融機関管理条例」、郵便分野では、2005年12月施行の「外商投資国際貨物輸送代行企業管理弁法」等、中国は加盟約束の履行のために大規模な法令整備を実施した。

他方、以下に記すとおり、現在に至るまで加盟約束が完全に履行されていない状況も見受けられ、中国政府には今後更なる対応が求められる。

[個別措置]

(1) 流通

<措置の概要>

中国は、WTO加盟約束に従い、流通分野において段階的に外資制限や地理的制限を撤廃してきた。しかし、外国事業者は、本、新聞、雑誌及び音響映像製品の流通に従事できないか、又は内資企業に比し登録資本、操業期間、取り扱いえる出版物等の点で不利な扱いを受けている。

<国際ルール上の問題点>

中国はWTO加盟時に、小売の30店舗以上のチェーンストアを除き、本、新聞、雑誌の流通について、加盟後3年以内（小売業は1年以内）に外資制限を撤廃、自由な流通を認めることとしており、中国の上記規制措置は加盟約束に違反している可能性がある。

<最近の動き>

本件措置に関し2007年4月、米国は中国に対してWTO協定に基づく協議要請を実施。協議では解決に至らず同年11月のWTO紛争解決機関会合でパネルが設置された（我が国及びEUが第三国参加。詳細は、本章「貿易権」を参照）。我が国としても、今後とも加盟約束の履行状況について注視していく必要がある。

(2) 建設、建築・エンジニアリング

<措置の概要>

建設サービスについては、加盟時の約束に従い2002年9月に「外商投資建築業企業管理規定」を公布し、100%外資法人が容認されることとなった。また、2003年9月には実際に我が国建設会社による最初の100%外資法人が認可された。

しかし、当該現地法人が資質証を取得するためには、特級、1級、2級、3級といった資質の等級ごとに資本金、技術者数等の厳しい要件が課されている。特に昨年改訂された「特級」資質申請基準においては、法人における一定以上の純資産額、営業税納付額、銀行信用額のほか、技術センターの設置、特許保有義務が課せられた。また、各等級ごとに施工できる工事規模が限定されている。なお、専門工事業においては、一部下請け発注を認める改正があったものの、厳しさは緩和されておらず、我が国建設会社の100%外資法人の殆どが、その過重な要

件ゆえに2級の資質取得に止まっている。

また、建設市場の適正管理、不適格業者の排除を目的に様々な制度の改革を実施しているが、外国サービス提供者にとって、新たな資格の取得義務や請負の範囲を外資プロジェクト等に限定し、資質等級によって工事規模を制限するなど、その能力に見合う工事施工ができないばかりか、一般的な民間工事も施工できないなど、実質的な参入障壁が解決されておらず、逆に規制強化と言える分野もある。なお、2005年7月より、従来可能であった直接受注が認められなくなり、外国のサービス提供者は、WTO加盟前と比較してサービスの提供が一層困難となった。

建築・エンジニアリングサービス等については、2002年12月1日より実施されている「外商投資建設工事設計企業管理規定」（以下、「設計規定」という）における要件を緩和した「外商投資建設工事設計企業管理規定実施細則」（以下、「細則」という）を公布した。「設計規定」では、外資建設工事設計企業が建設工事設計企業資質を申請する場合、中国登録建築師、登録エンジニア資格を取得した外国サービス提供者の人数は、それぞれ資質等級別基準規定による登録営業人員総数の1/4を下回ってはならず、関連する専門設計の経験を持つ外国サービス提供者の人数は資質等級別基準の規定による中堅技術者総人数の1/4を下回ってはならないとした要件があるが、「細則」によれば「設計規定」の上記要件を満たしていない場合にはも中国人の公認建築士と公認エンジニアを雇用することができるとする等、関係要件を緩和する内容となっている。他方、「設計規定」では、資質基準取得にあたって外資系企業の海外業績が考慮されることとなっているものの、海外の業績に関する具体的基準は明記されていない。

＜国際ルール上の問題点＞

建設サービスについて、中国は、加盟に際し、外資マジョリティを容認するとともに加盟後3年以内に100%外資による現地法人の設置を容認しており、また、建築・エンジニアリングサービスについても中国は加盟に際し、建設と同様に外資マジョリティの合弁企業を容認するとともに、加盟後5年以内に100%外資による現地法人の設置を容認するとの約束を行っている。この点で、加重な要件等が課されることにより、外資サービス提供者が中国市場に参入できない状態にあることは、加盟約束に違反している可能性がある。

＜最近の動き＞

建設サービスでは、引き続き直接受注は認められておらず、受注できる工事が制限されており、我が国建設業者の施工能力に見合った工事案件が受注できていないばかりか、中国の資格取得を義務づける制度改訂が行われている。また、建築・エンジニアリングサービスにおいても、外資系企業の海外業績の考慮に関する具体的基準は未だ不明確なままである。我が国は2007年11月のサービス貿易理事会(中国TRM)で、制度の詳細や加盟約束との整合性について確認・指摘を行ったが、満足な回答は得られていない。

今後とも法整備及び運用の動向について注視し、様々な機会を捉えて改善を求めていく必要がある。

(3) 電気通信

＜措置の概要＞

中国はこれまで、経営範囲、出資比率、営業地域等の制限を段階的に緩和しているが、実際には以下に掲げられる問題等により、外資企業による中国の電気通信業への参入は順調には進

んでいない。

①電気通信業務

2003年4月から施行されている「電気通信業務分類目録」において、第一種基礎電信業務、第二種基礎電信業務、第一種付加価値電信業務、第二種付加価値電信業務について各々新たな分類がなされているが、これらのうち、外資が提供可能とされているサービスが限定されている。その結果、中国に参入している外資系通信事業者が、現地日系企業からの要望も高いデータセンタサービス、インターネット接続サービス等を提供する上で、大きな障害となっている。

②免許要件等の透明性

電信業務の免許取得に際し、法令に明記されていない条件を口頭で要求される等、不透明な行政運営がなされている。また、中国国内で暗号に関わる活動（研究開発、製造、販売、使用）を行う際は、政府が独占的に管理を実行する旨規定しているが、その対象となる暗号技術及び暗号製品の対象範囲が不明確であるとともに、暗号製品の販売を行う上で必要とされている商用暗号製品販売許可が外国企業になされた実績がなく、実質的に外国企業が暗号製品を販売できない可能性がある。

③電気通信法の制定状況・第三世代（3G）携帯電話方式確定・事業認可

中国政府は、WTO加盟時の約束に沿った電気通信事業の基本法たる「電信法」の制定を急いでいるものの、2007年現在、未だ公布・施行はされていない。また、移動通信に関しても、中国独自の3G規格「TD-SCDMA」の早期導入に向けた取組が進められている一方で、我が国や欧米諸国で広く普及している3G規格「W-CDMA」「CDMA2000」の導入は不透明な状況

にあるとされており、事業免許も発給されていない。

<国際ルール上の問題点>

WTO加盟以前の中国では、電気通信サービス販売を厳しく制限し、外資の参入を禁止していたが、加盟時に以下のような約束を行っており、上記に掲げられた措置は加盟約束に違反している可能性がある。

- ①基本電気通信サービス（公衆の通信インフラ設備やデータ通信・音声通信サービス等）のうち、国内・国際電話等のサービス：外資出資上限49%
- ②移動体通信サービス：外資出資上限49%
- ③情報・データベース検索等の付加価値サービス：外資出資上限は50%

<最近の動き>

我が国はこれまで、日中経済パートナーシップ協議、中国TRM等を通じ、中国に対し加盟約束の履行を促してきたが、引き続き電気通信サービスの規制状況を注視する必要がある。また、コンピュータ関連サービスなどの隣接サービスにもWTO上の約束に反する形で通信サービスの規制が過度にかかってくることにならないか、注意が必要である。

(4) 金融（保険）

<措置の概要>

2005年12月に施行された「中国再保険業務管理規定」によると、在中国保険会社は再保険料の50%以上を最低2つの中国国内の再保険専門会社に対し優先的に募集を行わなければならない（第11条）。また、外国保険会社は保険監督管理委員会の認可を得ない限り、その関連会社との再保険取引が禁止されている（第22条）。

また、2006年6月、国务院は、WTO加盟時の約束を果たし、対外開放を進める旨の記載のある「保険業の改革及び発展に関する10の提言」を公表したが、外資系保険会社に対する認可に係る期間が長期化している等、免許・支店（現地法人含む）・商品等の認可に係る行政手続の透明性に課題がある。

<国際ルール上の問題点>

WTO加盟時の再保険に関する第3モードでの約束では、加盟後4年目の2005年までに強制出再制度が撤廃され、第3モードでの再保険に関する留保はすべて削除されたにもかかわらず、現在も上記の規制が存在している。また、2006年12月には、中国保監会は外資系保険会社に対し、「外資系保険会社とその関連企業の再保険取引情報開示の強化に関する通達」を発表。2007年1月1日より実施され、外資系保険会社の情報開示が一段と要求されるようになった。外資系保険会社は、中国地場保険会社と同等待遇を享受していない可能性があり、上記規定は加盟約束違反である可能性がある。

なお、支店・現地法人の設立認可に関しては、経済上の需要の考慮や免許発給数量的制限なしに免許が発給される旨約束しているにもかかわらず、外資系保険会社に対する認可については標準処理期間を大きく超える事例が見られ、実質的に外資系保険会社の参入が制限されている場合、加盟約束に違反している可能性がある。

<最近の動き>

これらの措置について、我が国は2007年11月のサービス貿易理事会（中国TRM）で制度の詳細や加盟約束との整合性について確認・指摘を行ったが、満足な回答が得られていない。今後とも法制度及び運用の動向について注視し、改善を求めていく必要がある。

（銀行）

<措置の概要>

人民元業務に関して、2006年12月より「外資系銀行管理条例」及び「外資系銀行管理条例实施细则」が施行されるとともに、「外資系金融機関管理条例」（2001年公布）は廃止され、外資系銀行に対する人民元業務は全面的に開放された。

一方、外資系銀行が中国の個人向けに全面的に人民元業務を行うにあたっては、現地法人化することが実質的な条件となっているほか、外国銀行支店の中国国内個人向けの人民元業務については1口当たり100万元以上の定期預金に限られている。なお、外国銀行の支店から現地法人に変わると中国の銀行と立場が同じになるが、その結果、「預金に対する融資の比率は75%以下」、「1つの企業向けの融資は銀行の資本残高の10%以下」などの規制が新たに課されることになる。

<国際ルール上の問題点>

中国は加盟後5年以内に、外資出資比率、業務、法人形態等を制限する既存の信用秩序維持以外の措置は撤廃するとしており、外資系銀行に課される業務展開の条件等は加盟約束に違反している可能性がある。

<最近の動き>

我が国は2007年11月の金融サービス委員会（中国TRM）で制度の詳細・加盟約束との整合性について確認・指摘を行ったが、満足な回答が得られていない。引き続きその運用状況を含め、中国における銀行業の対外開放状況について注視する必要がある。

(金融情報)

<措置の概要>

2006年9月、中国国営新華社通信は「外国通信社の中国国内におけるニュース・情報発布管理規定」を公布し、即日施行すると発表。外国通信社が中国でニュースを配信する場合、新華社の事前許可を得ること及び同社の指定機関を通じて配信を行うことが義務づけられた結果、従前認められていた外国通信社による中国国内消費者への直接のニュース配信が認められなくなった。

<国際ルール上の問題点>

中国は、「金融情報の提供及び移転」に係る自由化約束を行っているところ、金融情報を含めた情報につき外国通信社に対してのみ配信規制が課されることは内国民待遇義務に違反している可能性がある。また、中国は、同約束表において、進出済の外国サービス提供者に認められた業務範囲等については、加盟時よりも制限的にはしない旨の約束も行っており、本規定はこれらの約束にも違反している可能性がある。

<最近の動き>

我が国は2007年11月の金融サービス委員会(中国TRM)で問題提起を行ったが、満足な回答は得られていない。2008年3月には、本件について米国及びEUが、中国に対してWTO協定に基づく協議要請を実施した。

(5) 郵便・クーリエ

<措置の概要>

国際速達業務について、2005年12月改正の「外商投資国際貨物輸送代行企業管理弁法」によると、外資による国際貨物輸送代行企業(同月より外資独資も認められた)は、個人及び一部公文書を除く国際速達業務に従事することが

可能になった。他方、一部の外資企業は既に国内速達業務を展開しているものの、国内速達業務に関する明確な法律・法規は未だ制定されていない。

<国際ルール上の問題点>

中国の加盟時の約束によると、法令に基づき現在中国郵政部門が独占経営しているサービスを除いて、加盟時より外資比率49%以下の合弁企業設立が認められ、2002年12月までに外資マジョリティ、更に2005年12月までに外資比率100%の子会社設立も認められることとなっている。現在の「郵政法」によると、「信書及びその他の信書的安全性を有する物品の配達業務を国家郵政局の独占とする」との規定があるが、「国务院が別段の規定を設けている場合にはこの限りでない」とし、独占サービスの範囲が明確となっていない。少なくとも、国内速達業務は一部で外資企業の参入が既に認められているが、法制度上は加盟約束が遵守されていない可能性がある。

<最近の動き>

1986年に制定された「郵政法」の改正をめぐっては、2007年5月24日に発表された第9稿草案をもとに議論が続いており、まだ全人代常務委員会の審議日程に上る段階には至っていない。我が国は2007年11月のサービス貿易理事会(中国TRM)において問題点の指摘を行ったが、満足な回答が得られていない。引き続き、加盟約束が履行されるよう、法整備の状況等を注視していく必要がある。

知的財産

[加盟に伴う約束]

中国の知的財産保護制度については、同国の模倣品・海賊版等の不正商品問題の深刻化等を反映して、加盟作業部会において、加盟国側（特に先進諸国）が特に強く改善を求めた分野の1つであった。同部会での交渉の結果、中国は、加盟後直ちにTRIPS協定を遵守することを約束した。

すなわち、TRIPS協定上の義務を、開発途上国等に係る経過措置の適用を求めることなく、加盟時点において遵守するとし、具体的に、専利法（特許・実用新案・意匠を含む）、商標法、著作権法等の法制をTRIPS協定に整合させるために改正・整備することを約束した。更に、権利行使に関しても、損害賠償額の適正化、差止制度の整備、行政措置の強化、国境措置の強化、刑事罰の適用要件の緩和、更には一般人に対する教育・啓発等を通じ、TRIPS協定上の義務を履行することを約束している。

[実施状況]

中国における知的財産の保護は、実体面では、専利法、商標法、著作権法、反不正競争法、商業秘密侵害行為の禁止に関する若干の規定、集積回路の回路配置図保護条例、技術輸出入管理条例等、手続面では、民法通則、刑法、税関法、知的財産権税関保護条例等により規定されている。WTO加盟に向けて国内法令をTRIPS協定に整合的な内容にすべく、数多くの新法令の創設・既存法令の改廃が行われたほか、WTO加盟後にも引き続き関連規定の整備・拡充などが図られている。また、知的財産権保護を強力なイノベーション能力を有する国家への転換のための重要な戦略として位置付け、「知

的財産権保護行動綱要（2006－2007年）」、「2007年における中国の知財保護行動計画」（2007年4月）を制定し、積極的に知的財産権保護に取り組む姿勢を打ち出した。

[問題点]

中国における知的財産制度は、実体法制の整備という面のみについて見れば、いくつかの点については、なお改善が必要であるものの、概ねTRIPS協定に整合的な内容となったと考えられる。

他方、かねてから中国について問題視されてきた模倣品・海賊版等の不正商品の横行という実態は、中国政府当局の取組にもかかわらず、最近に至っても改善を見せておらず、悪化の傾向にあるとの指摘もある。2005年度に模倣被害があったと回答した我が国企業のうち、約65%が中国（含む香港）において模倣品が製造されたとする調査結果（特許庁「2006年度模倣被害調査報告書」（2007年3月））、また、2005年から2006年にかけて中国において知的財産権の侵害を受けたとする日本企業が139社のうち78社である調査結果（経済産業省「中国における知的財産権侵害実態調査」（2007年6月））は、これを裏付けている。かかる実態を是正するためには、実体法制の整備だけでなく、法制の適切かつ効果的な運用、司法・行政各部門での取締りの強化など、運用面での取組の改善が必要である。

以下に、更なる是正・改善が望まれる事項を具体的に指摘する。

(1) 模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題

<措置の概要>

知的財産権の保護には、まずは実体的な規定の整備が必要であるが、この点については、

WTO加盟を契機として、中国の一連の法改正により改善が図られた点を評価できる。しかしながら、TRIPS協定及び国内法により規定されている知的財産権の保護を実効的なものとならしめるために、民事手続・行政手続・刑事手続等を利用した権利行使(エンフォースメント)が、迅速かつ効率的に、また、公正かつ公平に実現されるよう、権利行使に関する制度が整備され、かつ、運用されることが不可欠である。

以下に、今後の中国における知的財産保護において大きな役割を果たすエンフォースメント面での問題点を指摘する。

<国際ルール上の問題点>

①不十分な行政上及び民事上の救済と刑事制裁

中国における知的財産権侵害に対しては、行政上の取締り(行政当局による侵害行為の停止、過料の課徴、侵害製品の差し押さえ及び廃棄等)、民事上の救済(裁判所の判決に基づく差し止め、損害賠償、謝罪広告による名誉回復措置等)、刑事上の制裁(懲役、罰金等)が法令により定められている。

(行政上の取締り)

行政上の取締りについては、中国政府も実施しているものの、その処罰内容については不十分な部分がある。例えば、商標権侵害の場合、商標法実施条例(第52条)は、商標権侵害に対する行政上の過料の最高額について、不法経営額(権利侵害品の価値)の3倍又は10万元以下(不法経営額が計算できない場合)を上限としているが、商標権侵害により得ることが可能な不当利得との対比で、十分な抑止効果を有するものかは疑問がある。また、著作権侵害の場合、著作権行政担当部局(版權局)による行政処罰が執行されるための手続が明確化されておらず、行政処罰を求める際に侵害者・偽物製

造工場等を特定する証拠の提出が権利者に求められるなど、捜査権限を有しない権利者にとって過重な要件が課されており、運用要件の明確化、過重な要件の緩和が望まれる。

更に、行政処罰の内容として、相対的に重い処罰である違法所得の没収が前年比5倍に増加するといった傾向はみられるものの、再犯がかなりの頻度で発生していることから(経済産業省「中国における知的財産権侵害実態調査」(2007年6月))、追加の侵害の抑止を求めるTRIPS協定第41条の観点から、処罰の強化が求められる。

税関における取締りについても、総担保弁法の施行により手続の簡素化が実現されたものの、更なる改善が求められる。具体的には、現行の手続の改善(権利者の応答期間の適正化や確認手続の簡素化など)、侵害認定の際の保管料等の権利者負担の廃止、権利侵害品没収・廃棄の徹底等が挙げられる。特に、権利侵害品の没収・廃棄については、税関で没収された侵害品は、公益機関に交付し社会公益事業に利用しなければならず、利用できない場合でかつ権利者の買取りもない場合には侵害の特徴が削除できない場合を除き、侵害の特徴を削除した後に競売に付すとの規定(知的財産権税関保護条例第27条及び同実施細則第30条)があり、実際に侵害品の交付がなされているとの指摘がある。交付や競売を通じて侵害品が市場に還流するおそれがあることから、TRIPS協定の関連規定(第46条、59条等)の趣旨に鑑み、権利侵害品の没収・廃棄の徹底を通じて還流や再犯の防止が効果的に行われるよう、引き続き注視していく必要がある。この点に関し、「海関総署公告2007年第16号」(2007年4月)により、税関は没収物品を競売する場合には権利者の意見を求めなければならないことが規定されたが、米国は中国に対するWTO提訴(2007年4

月協議要請、同年9月パネル設置)において、税関で没収された侵害品の扱いについて問題視している。

また、中国で製造された模倣品等が近隣のアジア諸国等に輸出されており、不公正な形で国際貿易を歪曲させている可能性が指摘されている。現地進出日系企業に対する調査結果(JETRO北京センター／中国日本商会「第4回中国模倣被害実態アンケート調査結果」2006年3月)では、模倣被害があったと回答した企業のうち、52%の企業が中国からの輸出被害があると回答している(「輸出被害の疑惑あり」とした企業の割合19%を含む)。更に、不当な原産地表示をした商品が発見される事例も数多く報告されている。輸出品の取締りはTRIPS協定第51条の義務ではないものの、第41条第1項で規定する効果的な権利行使実現のためにも強化すべき分野であると言える。

(民事上の救済)

民事上の救済については、知的財産権の侵害に対し、権利者が侵害行為を抑止するために費やした合理的な費用を含む損害賠償の請求が認められているものの(専利法第60条、商標法第56条、著作権法第48条など)、必ずしも十分な賠償金が認容されない、勝訴しても賠償金が取れないといった指摘がある。中国政府の調査では、賠償金の平均額はわずか4万元程度である(国務院発展研究中心対外経済研究部課題グループ「模倣品の製造販売が国民経済へ与える損害に関する調査・研究」2003年5月)。この点に関しては、例えば、2001年7月施行の「最高人民法院特許紛争案件審理の法律適用問題に関する若干規定」、2002年10月施行の「商標民事紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する最高人民法院解釈」、「著作権民事訴訟案件の審理における法律適用の若干問題に

関する最高人民法院解釈」において、損害の算出方法が規定されているが、実際には各解釈で規定されている賠償額の範囲内でのみ賠償が認められる事例が多く、権利者が適正な賠償を受けられないとの指摘がある。損害補償のための十分な賠償を求めるTRIPS協定第45条の規定や、中国がWTO加盟時に損害賠償額の適正化について約束していることにも鑑み、裁判における賠償額の認定にあたり、上記規定がどのように運用されるかを引き続き注視していく必要がある。

(刑事上の制裁)

刑事上の制裁については、刑法第3章第7節において、知的財産権の侵害に係る刑事事件に対して懲役や罰金等の罰則が規定されている(商標権侵害について第213条から第215条、著作権侵害について第217条及び第218条)。刑事罰の適用要件につき、刑事訴追基準(閾値)が高いことから、不法経営額の算定において正規品の価格ではなく権利侵害品の価格を基準とすることにより不法経営額が低く算定されることとあいまって、商業的規模の侵害であっても刑事訴追基準(閾値)を満たさず刑事罰が課されず、更には、法人による侵害に関する閾値が個人による閾値の3倍とされているため、法人による侵害はより刑事罰が課されにくいという状況があった。例えば、法人による商標権侵害品の販売については、侵害規模(販売価格×個数)が15万元(約225万円)以下の場合は行政罰は適用されるが、刑事罰は適用されなかった。刑事罰が課されにくい状況は、侵害に対する抑止力を欠くことになり、特に効果的な再犯防止につながらないため、実効的な知的財産権の執行の観点から大きな問題であり、また、閾値回避のために小口化して流通・在庫管理を行う侵害事例が多くなり、特に小規模な小売段階での

刑事摘発が困難であり組織化・巧妙化する模倣品ビジネスの実態に対応できない、といった事態が生じる。我が国としても実効的な知的財産権の執行の観点から強く関心を有し、日中パートナーシップ経済協議等の日中間での各種二国間協議の場やTRIPS理事会での中国TRMといった多国間枠組の場で改善を要請してきたところ、「最高人民法院、最高人民検察院による知的財産権侵害における刑事事件の処理についての具体的な法律適用に関する若干問題の解釈(2)」(2007年4月)により、商標の不正使用及び著作物の違法な複製も含む知的財産権に関し、閾値における法人・個人の差の撤廃により、法人に関する閾値が実質的に従来の3分の1に引き下げられ、また、中国刑法第217条に規定された「著作権侵害罪」に関する閾値のうち、複製点数基準を1000から500に引き下げるという一定程度の改善がみられた。本件は、効果的かつ抑止力のある救済措置を定めたTRIPS協定第41条や、商業的規模の商標の不正使用及び著作物の違法な複製についての刑事罰の適用を定めたTRIPS協定第61条等との整合性が問題となるところ、米国はこれらの論点について2007年4月にWTO協定に基づく協議要請を行い、同年9月にはパネルが設置された。当該案件には我が国も第三国として参加しているところであり、引き続きその動きを注視していくことが重要である。

②審査手続の遅延

WTO加盟後、中国においては審査官増員等の審査遅延の改善に向けた取組が進められている。従来、一部分野の特許出願に審査遅延問題が生じているとの声があったが、関係当局の取組により着実な改善がなされているとの報告が我が国企業からなされており、評価できる。今後とも迅速な審査が行われるよう、継続的な取

組が期待されるとともに、迅速な審査を確保するための有効な手段である優先審査制度や早期審査制度といった規定・運用の整備が望まれる。また、審査期間に関するデータを定期的に公表することは、透明性の向上に資すると考えられる。更に、近年の出願・審査件数の増大により異議申立てや無効審判の処理期間が長期化しつつあるとの指摘がなされており、今後改善を求めていく必要がある。

③外国における発明や意匠を盗用した出願

中国においては、外国において発明された特許や創作された意匠が、発明者、創作者以外の者によって出願、登録されてしまう事例が多数あることが、我が国企業から報告されている。

専利法等に基づき、権利の帰属に関する確認を求めることは可能であるが(専利法第45条、専利法実施細則第79条、第86条など)、審判や裁判の期間が長期化すると、市場の活性時期に発明者、創作者以外の者による出願に基づく模倣被害を阻止することができないといった事態が生ずることから、TRIPS協定第41条第1項(侵害防止のための迅速な救済措置)の趣旨に鑑み、このような模倣被害の拡大を効果的に防止する取組を求めていく必要がある。

現段階での専利法改正案には上記問題を踏まえ日本政府が強く求めている世界公知公用の規定が含まれており、当該規定が最終的に盛り込まれるよう注視していく必要がある。

④地方保護主義

中国における知的財産権侵害に対する取締り上の重要な問題点の1つとして、「地方保護主義」の問題が指摘される。具体的には、取締りを担当する地方行政機関の担当者に知的財産権の基本的理解が欠如しており(制度・条約の内容の不完全な理解や存在自体の不知)、更には

地元業者による模倣品・海賊版の製造行為が地元利益とするものとの認識から、取締りに手心を加える、取締り情報を不正商品の製造者に内通する、といった事例が報告されている。

地方当局におけるこのような行為の継続は、中国における知的財産権の迅速かつ的確な権利行使を阻害するものであり、TRIPS協定第41条第1項（侵害に対する効果的措置のための国内手続確保）等との関係から問題となりうる。また、外国人・外国法人たる権利者の救済において差別的効果を伴う場合には、保護に関し内国民待遇を定めるTRIPS協定第3条第1項との関係からも問題となりうる。

地方保護主義については、中国政府も「知的財産権保護行動綱要（2006-2007年）」において地方保護主義の打破に言及し知的財産権保護業務を地方の各級政府の重要議事のスケジュールに取り組むことを要請する等、その是正に積極的に取り組むとの姿勢を示しているが、未だ上記のような地方保護主義が残存しているとの声が根強くあり、中国政府による地方取締現場への啓発・監視強化を求めていく必要がある。

（2）周知商標保護

＜措置の概要と国際ルール上の問題点＞

外国の周知商標保護が不十分である点については、我が国を始め、米国・EUも法令レビューの過程で言及しており、先進国共通の関心事項となっていた。従来、周知商標については、中国企業のみリスト化して保護してきた経緯があり、TRIPS協定第3条（内国民待遇）との関係で問題があったが、前述の「周知商標の認定と保護に関する規定」（2003年6月1日施行）の施行により、中国企業のみリスト化が廃止され、外国の周知商標についても認定が進んでいることは評価できる。

引き続き、地方条例とあわせて、運用面で内

外無差別での周知商標の保護がなされ、また認定手続の透明性の向上が進められていくこととなるかを注視していく必要がある。

（3）特許・ノウハウ等のライセンス規制 ＜措置の概要＞

中国においては、「技術導入契約管理条例」、「技術導入契約管理条例実施細則」及び「技術輸出入契約登録管理弁法」等により、外国企業と中国国内企業との間で締結する実施許諾契約（いわゆる国際ライセンス契約）に対して規制が行われてきた。

＜国際ルール上の問題点＞

加盟交渉等を通じて問題とされた中国のライセンス規制についての条項は、「技術輸出入管理条例」等の施行を経てTRIPS協定整合的なものに近づいており、中国の改善の取組については評価できるものの、「技術輸出入管理条例」に含まれる数々の制限条項及び強制的な保証が、TRIPS協定第3条（内国民待遇）や特許権者に実施許諾契約を締結する権利を認めた同第28条2項との関係から問題となりうる。また、規制が撤廃されたにもかかわらず、対価規制や契約期間の制限などを運用上義務づけられた事例もあり、運用についても問題視する声は強い。

以下に、TRIPS協定との関係で問題となり得る点を列挙する。

—制限条項（技術輸出入管理条例第29条第5項ないし第7項）

これらの条項によると、技術導入契約はいくつかの「不合理な」制限条項を含んではならない。この「不合理な」という文言がどのように解釈されるのか、更に言えば、管理条例が言及する「合理性」をTRIPS協定に整合するよう

に解釈するために、当事者にどのような準拠法選択が許されるのかが、明らかではない。

―改良の所有権（技術輸出入管理条例第27条及び第29条第3項）

管理条例第27条は、ライセンスを受けた技術の改良は、改良を行った当事者に帰属するとしている。本条は、ライセンシーがライセンスを受けた技術について改良をなし、又は当該改良された技術を実施することについて、ライセンサーがこれを制限することを禁止している管理条例第29条第3項と合わせて読まなければならない。これらの強制的な規定のため、外国のライセンサーはジレンマに直面している。すなわち、外国投資家として中国においてその技術をライセンスしたいと考えるが、当該技術がライセンシーにより改良された場合、当該技術をほぼ管理できなくなるのであればライセンスはできないという状況に直面する。

しかしながら、国内の技術の移転又はライセンス契約については、中国契約法第354条は、契約当事者は、技術的業績による改良の所有権につき、契約で定めることができると規定している。契約の定めがない場合にのみ、当該改良は改良をした当事者に帰属することになる。契約法第355条は、法又は行政法規が、技術の輸出入契約、特許契約又は特許出願契約について別段の定めをするときには、係る別段の定めが適用されると定める。

―ライセンサーの責任（技術輸出入管理条例第24条、第25条）

ライセンシーがその技術を利用して第三者の権利侵害で訴えられた時について、旧条例の応訴義務は削除されたものの、依然、技術輸出入管理条例第24条に「譲渡者が提供した技術を使用し、他人の合法的權益を侵害した時は譲渡

者がその責任を負う」との文言が残されている。このため、外国のライセンサーは、依然として第三者から法的責任を追及されるリスクにさらされており、技術の供与に慎重にならざるをえない状況にある。

また、提供した技術が完全で、かつ有効なものであり、技術的目標を達成することができることをライセンサーが保証しなければならないこと（技術輸出入管理条例第25条）等の規定も残されており、これについても、同様に法的責任のリスクの問題がある。

今後、技術輸出入管理条例の一層の明確化及び規制緩和を要求するとともに、中国の国内企業間で締結するライセンス契約に対する規制との異同を含めて、国際的な実施許諾契約を認可する当局の運用についても、引き続き注視していく必要がある。

＜最近の動き＞

中国に関しては、国内法制の整備及び権利行使（エンフォースメント）に関わる制度と運用の両面について、TRIPS協定の遵守状況に検証を加える経過的レビューを実施することとされている。2007年10月のTRIPS理事会（中国TRM）では、我が国は、前述の更なる是正・改善が望まれる事項、特に模倣品・海賊版等の知的財産権侵害品に対するエンフォースメントの重要性を始めとした指摘を行った。エンフォースメントの強化の必要性については、我が国のみならず米国・EUからも指摘がなされたところである。また、2007年は、日中経済パートナーシップ協議（10月）、日中商標長官級会合（10月）、日中特許庁長官会合（11月）日中ハイレベル経済対話（12月）等の二国間協議の場の他、民間の業種横断的な模倣品・海賊版対策組織である「国際知的財産保護フォーラム」との知的財産保護官民合同訪中代表団（9月）

でも、これらの知的財産問題の改善を要請した。中国政府に対しては、引き続きこれらレビューや二国間協議の場を利用して、中国国内における知的財産法制の整備状況について確認を行いつつ、併せて、制度の運用面についても確認し、問題点があれば是正を求めていくことが必要である。

また、中国政府によるエンフォースメント強化を実現するためには、同時に中国政府の各種行政当局の能力向上が不可欠であり、こうした観点から、我が国では研修生受け入れ、専門家派遣及び各種セミナー等により支援を行っている。加えて、法制度の更なる改善の観点から、専利法・商標法等の改正に係る意見交換等中国における制度改善のための協力を行っている。中長期的視野に立って、司法部門及び審査・執行を担当する行政部門における専門的人材の育成、知的財産保護・尊重の必要性に関する一般

への普及啓発活動等の多面的な取組がなされることも重要である。

更に、民間ベースにおいても、中国当局の一層の取組を促し協力する観点から、個別企業による取締要請や情報提供、「国際知的財産保護フォーラム」による取締り能力強化のための協力、欧米企業も参加している「優良ブランド保護委員会（QBPC：Quality Brands Protection Committee）」を通じた働きかけ等の各種活動を行っている。このような活動を支援するため、JETROでは、日本企業への各種情報提供を行っている他、相談窓口を北京・上海・香港・広州・大連・青島に設置し中国政府との橋渡しを行っている。日本政府としても、民間企業の積極的活動を奨励するとともに、一層の促進を図られるよう必要な支援を行うことが重要である。

参考 これまでに整備された主な法令

①専利法（2001年7月施行）

2000年8月、全国人民代表大会において、特許・実用新案・意匠の保護を担っている「専利法」の改正が決定され、2001年7月より改正法が施行された。「専利法実施細則」についても、2002年12月に改正細則が施行された。

改正法の重要な特徴は、これまで特許のみに認められていた裁判所における審理終結権を、実用新案及び意匠にも与えたことである。また、特許権者に対し、他人が特許権者の許諾なしに「販売の申し出」や「輸入」を行う行為を禁止する権利を付与した他、善意で他人の特許を実施した場合にも、その特許に係る製品が合法的な源泉を持つことが証明できる場合を除き特許権侵害行為と認定できるようになった。また、訴訟前の権利侵害行為の停止命令や財産保全措置を規定する条項も設けている。更に、地方特許管理機関に明確な法

的地位を定義し、特許に関する紛争処理の機能を創設した。なお、2008年に改正が予定されており、2006年8月に公開された専利法改正案は、遺伝資源を利用した発明に関する規定、公衆衛生及び不実施に関する強制実施権の規定などを含んでいるため、引き続き注視して行く必要がある。なお、実施細則についても改正が検討されている。

②商標法（2001年12月施行）

2001年10月、全国人民代表大会において、「商標法」の改正が決定され、12月より施行された。

改正法の重要な特徴は、「周知商標」「団体商標・証明商標」「立体商標」「司法による最終決定」等の規定が導入され、TRIPS協定への対応を図ると同時に、近年、その取り締まりの強化が求められている模倣品問題に対処するため、侵害行為に対する行政機関による執行権限を明記し、侵害

品の販売行為の取り締まりの実効性を高めるため「明知」（登録商標を無断で使用していることを知っていたこと）の要件を削除し、損害賠償に関する規定の充実を図っている。

また、商標法改正に伴い、細かな運用規定を定めた商標法实施条例についても2002年9月15日に施行された。右条例のポイントとしては、周知商標の認定について、従前の「周知商標認定及び管理に関する暫定規定」とは大きく異なり、商標登録出願の審査段階又は審判段階においてその商標権の帰属について争いが生じた際に、個別に周知商標の認定を申請し、商標局又は商標評審委員会がこれを認定することとなったこと、そして、商標権侵害に関する罰金は、従来の「不法経営額の50%以下」から「不法経営額の3倍以下」と大幅に引き上げられたことなどがあげられる。

更に、周知商標に関して、2003年6月に施行された「周知商標の認定と保護に関する規定」においては、周知商標の事前認定制度（周知商標のリスト化により保護されていたのは、中国企業のみ）が廃止され、個別の事案ごとに周知性を認定すること等が規定された。

なお、現在、国家工商行政管理総局商標局において、商標法の改正草案が検討されている。

③著作権法（2001年10月施行）

2001年10月、全国人民代表大会において、「著作権法」の改正が決定され、即日、公布・施行された。この改正のポイントは、著作権法制をTRIPS協定に整合化するため、外国著作物への保護を拡大し、貸与権を明示的に規定する等の対応が図られた。

著作権法改正に伴い、実施細則を定めた著作権法实施条例も、2002年9月から施行されている。同条例のポイントは、「外国作品の保護」を明文化し、罰金規定として「不法経営額の3倍以下」と規定したことなどがあげられる。

また、2001年12月、同法に基づく「コンピュ

ータソフトウェア保護条例」が公布され、2002年1月1日より施行された。この条例も、TRIPS協定に対応するため、コンピュータプログラムを著作権により保護することを明確化するとともに、従来、25年間の保護期間を50年間まで更新が可能とされていた点を、作者の死後50年間に改める等の対応が図られた。

④技術輸出入管理条例（2002年1月施行）

2001年12月、外国企業と中国国内企業との間で締結される特許・ノウハウ等の実施許諾契約（いわゆる国際ライセンス契約）を規律する「技術導入契約管理条例」に代わる「技術輸出入管理条例」が公表された。また、2001年12月、同法に基づく「輸入禁止輸入制限技術管理弁法」、「技術輸出入契約登録管理弁法」等が公布され、何れも2002年1月より施行された。これら法令の整備は、TRIPS協定への対応を図るものであり、加盟交渉を通じてTRIPS協定に整合していないと指摘されていた、実施許諾契約を10年間に制限する等の条項が削除された。

⑤知的財産権税関保護条例（2004年3月施行）

2004年3月、専利権について輸入者の担保金の提供により通関を請求できることとするなどTRIPS協定を踏まえた規定が導入された。商標権侵害に係る没収物品の競売制度や権利侵害品の倉庫保管料等の権利者負担などの規定も一部修正されたが、改善がなされていない部分がある。

⑥知的財産権侵害における刑事案件の処理についての具体的な法律運用に関する若干問題の解釈(1)（2004年12月施行）

2004年12月に、特許権、商標権、著作権、営業秘密等の知的財産権侵害に対する刑事処罰を明確化する司法解釈が施行された。主な内容は以下のとおり。

- i) 刑事訴追基準に関し、2001年4月に施行された「最高人民検察院、公安部経済犯罪事件の刑事訴追基準に関する規定」に規定される違法所得金額等の金額基準を引き下げた。
- ii) 刑法における用語に対し、明確な定義を行った。
- iii) 権利侵害製品の価値の計算方法について規定を設けた。
- iv) 事業者の犯罪の場合、個人犯罪に対する刑罰の3倍を基準として刑罰を科すこととした。
- v) インターネットを通じて他人の音楽や映画等を頒布する行為を刑法上の違法行為とみなすこととした。

⑦最高人民法院の技術契約紛争事件審理の法律適用における若干問題に関する解釈及び公告（2005年1月施行）

契約法中の技術契約について紛争が生じた場合の法律適用に関する司法解釈である。これまで内国民待遇上の問題があるとして指摘を行ってきた技術輸出入管理条例第29条第5項ないし第7項の制限条項と同様の内容が、技術契約の無効事由として盛り込まれている（第10条）。

⑧インターネット著作権行政保護弁法（2005年5月施行）

インターネット上の著作権侵害における著作権者、インターネットサービスプロバイダー（ISP）、コンテンツ提供者の責任を規定する。インターネット上で著作権者が侵害を発見してISPに通知した場合、ISPが速やかに関連の内容を削除することや、ISPが削除を行わずに社会公共の利益を損なった場合に行政処罰の対象となること等を定めている。

⑨地理的表示商品保護規定（2005年7月施行）

これまでも地理的表示を含む商標は商標法によって保護されてきたが、本規定は地理的表示を有する商品を保護する特別の規定である。地理的表示を有する商品の定義、同商品の申請、審査、公告、異議申立て等の手続、商品の専有表示の使用、保護などを定めており、中国国外の地理的表示を有する商品についても登録、保護されることとしている。

⑩公衆の健康問題に関わる特許実施の強制許諾に関する弁法（2006年1月施行）

2001年11月のドーハにおける第4回WTO閣僚会議において採択された「TRIPS協定と公衆の健康に関する宣言」及び2003年8月のWTO一般理事会で採択された「決定」（第Ⅲ部参照）の実施に関する。公衆衛生の危機的状況を国家緊急事態として強制実施権を発動することができること、医薬品の生産能力が不十分な国に対して強制実施権を用いて製造された医薬品を輸出することができること、などが規定されている。

⑪展示会における知的財産権保護弁法（2006年3月施行）

中国国内の展示会における特許、意匠、商標、著作権の保護を規定する。意匠権侵害に係る物品の展示について、販売をしていないと権利侵害にはならないことが明記されている。

⑫情報ネットワーク伝達権保護条例（2006年7月施行）

著作権法第58条に基いて制定され、中国のインターネット上の著作権保護に関し、著作物削除要求等のインターネットサービスプロバイダー（ISP）を通じた権利救済措置、情報ネットワーク伝達保護のための技術的措置等、権利者に有効な手段を提示している。

⑬総担保弁法（2006年7月施行）

あらかじめ税関に総担保として所定の金額を納めておけば、税関で権利侵害疑義貨物が発見される度に担保金を提供する必要がなく水際での手続を簡素化している。

⑭最高人民法院、最高人民検察院による知的財産権侵害における刑事事件の処理についての具体的な法律適用に関する若干問題の解釈(2)（2007年4月施行）

商標の不正使用及び著作物の違法な複製も含む知的財産権に関し、閾値における法人・個人の差の撤廃により、法人に関する閾値が実質的に従来¹の3分の1に引き下げられ、また、中国刑法第217条に規定された「著作権侵害罪」に関する閾値のうち、複製点数基準を1,000から500に引き下げられた。

政府調達**[加盟に伴う約束]**

政府調達協定はすべての加盟国が受諾を義務づけられるわけではない協定、いわゆる複数国間協定として、本協定への参加を選択する国だけを拘束するルールとされているため、参加国は先進国を中心とする少数国に止まっている。

中国はWTO加盟時に、政府調達協定に将来参加すること、当面はオブザーバとして参加すること、政府調達手続について透明性を確保すること、外国から調達する場合は最恵国待遇を供与すること等を約束しており、WTO加盟後、政府調達委員会のオブザーバ資格を得ている。

2005年9月、中国財政部はWTO政府調達協定研究チームを立ち上げ、加盟についての検討を開始した。2006年5月には、中国・ヨーロッパ第1回政府調達対話が北京で開催され、双方は各自の政府調達の法律体系及び実施状況、政府調達の定義と範囲、供給者資格の管理、契約の成立、政府調達の電子化などの議題について協議を行った。会合後、商務部関係者は、「中国は、2007年12月末までに政府調達市場開放明細書を提出するとともに、WTO政府調達

協定加盟に関する交渉を始める予定」と公言したが、これは、2001年に中国政府が政府調達協定加盟を約束して以来、初めて公の場で交渉の具体的なタイムテーブルに言及したものであった。2007年2月には、中国と米国の間で中国の政府調達協定加盟をめぐる第2回技術的交渉が実施され、同年6月には、中国財政部と欧州委員会が主催して「中欧政府調達シンポジウム」が北京で開催された。中国財政部は同会議において、2007年末までに同加盟交渉を開始することを約束した上で、中国が時間を引き延ばすことはしないと声明した。これを受けて、同年12月、中国は政府調達協定加盟申請及び附属書Iの初期オファーを提出している。

[実施状況・問題点]

中国は、将来の政府調達協定への参加に備え、2002年6月の第9期全国人民代表大会第28回会議において、「中華人民共和国政府調達法」を採択し、2003年1月から施行している。

同法は、政府調達行為を規範化する基本法であり、適用範囲（調達機関、調達物品等）、調達方式（公開入札、競争入札等）、調達手続、苦情申立手続等多くの面について政府調達協定の内容に近い規定を設けているが、一部協定の

規定との差異も存在している。

・調達対象

政府調達協定が、協定の適用対象となる機関によって行われる基準額以上の物品とサービスの調達について、原則的に内外差別を禁じていることに對し、中国の「政府調達法」は、3つの特定の状況（①調達する物品サービスが中国国内では調達できない、あるいは合理的な商業的条件では調達できない場合、②国外で使用するための調達、③その他の法律、法規が別途規定する場合）を除き、本国の製品、サービスを優先的に調達できとしている。これは政府調達協定の内国民待遇原則と相容れないものであり、中国の協定加盟にあたって問題とされる可能性が高い。

・調達基準額

政府調達協定では、各加盟国の「中央政府」、「地方政府」及び「その他公的機関」における調達基準額は、協定附属書においてそれぞれ特定され、同じ形態の機関間で一律に適用されている。しかし、中国においては統一的な調達限度額の規定は存在せず、「集中調達目録」と「政府調達限度額基準」が、中央予算による調達であれば国务院によって、地方予算の調達であれば省レベル政府又はその権限を委譲された機関によって定められている。例えば、経済発展の著しい北京市政府の2006年の調達限度額は、貨物類、サービス

類と工事類の調達限度額が2005年の30万元（3.7万ドル相当）、10万元（1.2万ドル相当）、50万元から、それぞれ50万元、50万元と60万元へ、2006年には工事類が100万元に引き上げられる一方で、経済的に立ち遅れている地域の調達限度額は基本的に低い水準を維持する（例えば新疆・ウイグル自治区の場合、2007年の貨物類、サービス類と工事類の調達限度額は10万元、5万元、30万元）など、地域により調達基準額が異なる状況となっている。このような統一されていない調達基準額は、入札手続を煩雑にするだけでなく、地方における極端に低い基準額設定は、国内供給者に有利に働く可能性もある。

・入札方式

政府調達協定は、入札方法として、公開入札、選択入札（調達機関によって入札を招請された供給者のみ入札可能な方式）及び競争的交渉を原則とし、特定の場合に限り限定入札を認める旨規定している。近年中国政府は、政府調達にあたって主に公開入札制を採用しており、これによって政府調達における公開入札の割合が大きく上昇、2006年には67.6%と、2005年より1.6ポイント高まった。一方、中国の政府調達法では、上記4種類の入札方法の他に、複数見積もり等入札以外の方式を採用する余地が残されている。

<図表中-10> 中国政府調達ネットによる情報公開の状況

項 目	2004年	2005年	2006年	2007年 (11月7日まで)
情報総件数	18,174	34,683	66,972	87,685
入札公告件数	9,871	13,633	22,350	34,805
落札公告件数	4,385	11,686	24,190	31,775
落札公告件数／ 入札広告件数 (%)	44	86	108	91

出所：調達公告の検索結果、中国政府調達ネット（2007年11月7日）

・透明性の確保

政府調達協定は、調達手続に関する透明性の確保を重視し、調達計画や落札、調達手続等に係る情報提供について厳格かつ詳細に規定している。

一方、中国の政府調達法は、政府調達の情報は指定メディアで開示すべきだとの抽象的な定義だけにとどまっているものの、中国政府や各地方政府は、調達目録の公開、調達入札の公開と調達条件の公表等の規定を作成し、透明性確保の取組を進めている。具体的には、財政部が公布した「政府調達情報公告管理弁法」（2004年9月施行）は、国家秘密や、サプライヤーの商業秘密、及び法律・法規が規定した秘密保守の政府調達情報を除き、中国の政府調達の各種情報は指定メディアで公開すべきとしている。

アで公開すべきとしている。

また、「中国財経報」（中国財政部主管の新聞）、「中国政府調達」（雑誌）、「中国政府調達ネット」は中国財政部が指定した政府調達情報開示のメディアとして、無料で政府調達の情報を公開している。情報公開面から見れば、政府調達に関する透明度は高まっており、中国政府調達ネットだけで公開された情報件数も、毎年大幅に増加している。

中国の政府調達法における規定は、原則を定めたものであり、財政部は「政府調達貨物とサービス入札参加管理方法」、「政府調達情報公告管理方法」、「政府調達供給者商苦情訴え処理方法」を公布し、2004年9月より施行するなど、関連の実施細則を制定している。

コラム 最近の中国の投資政策の変遷

○外資優遇政策の終焉（開放から選別へ）

中国は、2006年3月の全国人民代表大会（全人代）において、「第11次5か年計画（2006－2011年）」を発表。同計画では、今後5年間の中国における経済・社会の発展方針を明記し、「格差縮小による小康社会（やや裕福であり、安定している社会）の建設」を大きな目標とし、投資と消費の不釣り合い、生産能力の過剰、エネルギー資源の消耗、環境汚染の拡大等を問題点として挙げ、「第10期5か年計画（2001－2006年）」に掲げられたこれまでの成長優先、外資導入による対外開放政策から一線を画す内容となっている。また、中国国内において一部の業種に対する外資の独占状態の形成、外資から外国への利益移転といった現象が問題視され始めたこと、中国の多額の貿易黒字について海外からの指摘が強まったことなどを背景に、外資優遇措置の撤廃、新たな外資規制措置の制定・運用、外資選別・取締りといった動きが目立つようになってきた。

2007年3月の全人代も、この方針を踏襲した形で進められた。同会議では、私有財産を国有と同等に保護していくことが盛り込まれた物権法と、内外企業所得税の統一が盛り込まれた企業所得税法が審議・可決された。物権法では個人の所有権が明文化され、企業所得税法では、これまでの外資優遇政策が撤廃される方向で調整されている。中国が内外企業の競争条件に関して優遇措置面でのイコールフットINGを図ることを重視していることが伺える。

このイコールフットINGに向けた方針転換により、これまで中国が実施してきた2免3減制度、輸入設備免税、再投資による企業所得税の還付等、外商投資企業のみに対する優遇政策は、そのほとんどが終了することとなった。

○「量的拡大」から「質的向上」への転換

上述のとおり、中国の外資政策は、第11次5か年計画を契機に、税制上の外資優遇措置等を撤

廃し、内外無差別に「高付加価値産業」への投資を奨励し、単純な加工組立、低付加価値工程の立地を歓迎しない方針に転換された。また投資産業の分野についても、資源節約・省エネルギー・環境保護型の工程、研究開発機能、先進的サービス産業を選別して誘致する方針に切り替えられた。11次5か年計画に伴う主な政策・制度変更は以下のとおり。

・生産能力過剰業種に対する外国投資の参入規制 (2006年3月)

国務院の『生産能力の過剰業種の構造調整の推進を加速させることに関する通知』において、(1)鉄鋼、(2)電解炉、(3)自動車、(4)鉄合金、(5)コークス、(6)カーバイド、(7)銅製錬が既に生産能力が過剰である業種として列挙され、(a)セメント、(b)電力、(c)石炭、(d)紡績が将来過剰となる可能性のある業種として挙げられている。これらの業種については、新規プロジェクトを厳格に管理・抑制し、審査認可の基準を引き上げることが規定されている。

・「外資利用11.5計画」(2006年11月)

高付加価値産業、ハイテク産業、環境・省エネ産業等、中国に導入する外資を選別し、外資政策を量から質へ転換することを提唱。

・輸出増徴税(付加価値税)還付率の変動(主に2006年9月以降対象品目が急増)

中国においては増徴税(付加価値税)の導入以降、政策的に輸出時の還付率が変更されてきているが、特に2006年9月以降、輸出還付率が大幅に変更されている。産業構造の転換と膨大な貿易黒字の抑制を政策背景として、鉱物資源、原料・素材系製品等、中国政府が「エネルギー浪費、環境汚染、資源浪費に繋がる低付加価値な製品」と位置付けるものについては還付が撤廃され、服飾品、鞆、ミシン、自動車等、中国政府が「貿易摩擦を引き起こしやすい製品」については還付率が引き下げられる傾向にあり、関連日系企業にとっての実質的コスト増に繋がっている(一方で、中

国がハイテク製品と位置付けているものについては還付率がむしろ上昇)。

・加工貿易禁止目録制度対象の大幅拡大(主に2006年11月以降対象品目が急増)

中国政府は発展方針にそぐわない高エネルギー消費や低付加価値などの低レベル加工貿易を抑制するため、加工貿易禁止類商品目録を設定。中国政府が「低付加価値」と判断した業種については、「加工貿易」扱いによる関税・増徴税の免除等の優遇が享受できなくなっている(一般貿易による中国での加工は原則可能だが、この場合加工貿易では免除されていた関税・増徴税を支払う必要があり、コストが増加することとなる)。

・輸出関税適用範囲の拡大(2006年11月以降輸出関税賦課対象が急増)

資源产品及び技術革新に資する製品の輸入を促進し、一方で環境負荷の大きい产品及び資源製品の輸出を抑制する事を趣旨として、中国は2006年末以降暫定税率を累次にわたり変更。コークス、製品油、酸化アルミ等の輸入関税が引き下げられる一方、燐灰石、希土金属類等の鉱物製品、石炭、コークス、原油等エネルギー関連製品、銅、ニッケル、電解アルミニウム等の非鉄金属などにつき輸出関税が賦課された。これまで鉛、銅、アルミニウムなど鉱業品が中心であった輸出関税適用対象が環境負荷製品、資源製品等に広く課された形となっている。

・企業所得税法の実施(2008年1月)

2008年1月1日より「2免3減」等の外資企業を対象とした法人税の軽減措置が廃止され、内外無差別な法人税が課される企業所得税法が施行された(既進出企業に対しては5年の猶予期間あり)。今後は、内資外資の差別なく、ハイテク産業、省エネ環境産業、サービス産業等の、中国が「重点産業」と位置付ける産業に対し税制面での優遇が与えられる(「重点産業」の定義については現在のところ詳細不明)。

※このほか、労働者の權益保護をうたった「労働契約法」（2008年1月施行。経営者にとっては負担増となる側面あり）、1994年に全人代の立法計画の中に組み込まれ、13年にもわたる立法手続を経て2007年に公布された「独占禁止法」（2008年8月施行）等の運用実態も外資企業から注目を集めている。

また2007年12月に中国共産党と国务院の共催により実施された「中央経済工作会议」では、過熱防止、インフレ抑制のため、中国の貨幣政策は10年来続いていた「穏健（中立）政策」から「引き締め政策」に転換されることが決定された。中国における融資総量規制については、2007年11月頃、中国人民銀行から中国国内の銀行、外資銀行の現地法人及び支店に対し、口頭で融資総量を抑える指導が行われており、今後こうした動きが明文化されていくものと思われる。中国進出企業からは、通常の健全な事業活動に必要な資金調達にまで影響が及ぶ可能性を懸念する声も高ま

っており、今後こうした点にも注視が必要となる。

○外資企業に与える影響

外商投資企業に対する優遇措置の撤廃及び税率の内外統一については、以前から外国投資家の間で予期されていたことはあるが、その政策の変更が個別企業に与える影響は大きいと考えられ、今後も外資規制を強化する方向で政策を進めることが予想される中、我が国としても今後注視が必要である。

また、外国企業の投資を行う際の予見可能性を確保するという観点から、2007年1月の日中韓首脳会談において正式交渉開始が合意され、これまでに4回の交渉が実施されている日中韓投資協定の早期締結や、現在協議中である日中韓三か国のビジネス環境改善に資する措置の成果及び今後行う取組をとりまとめた「行動課題（Action Agenda）」の早期公表が強く期待される。

参考 企業の懸念する中国の外資政策の問題点

・諸制度の朝令暮改的変更

外資5か年計画に基づき実施されている各種制度変更（増値税の還付率の減少、輸出関税の実施、加工貿易制度補償金台帳制度の対象範囲拡大等）は、中国と関係を持つ企業にとって大きな事業環境の変化をもたらしている。

不定期かつ急激な変更は、中国で経営を行っている日系企業にとって予見可能性が小さく、経営に与える影響が大きいことから、投資リスクとして意識する向きが強くなってきている。そのため、事前に外資を含む関連企業に対する十分なパブコメの実施、制度実施に係る猶予期間を十分にとった事前連絡、透明性・合理性の高い制度運用等を求める声が多く聞かれる。

・許認可に係る不透明な行政運用

対中投資、特に半導体や自動車といった大規模投資は、投資許認可のスピードが企業の投資判断の一因となる。市場のビジネスサイクルを読み、先行的に投資判断をし、市場ニーズが殺到するタイムリーな時期には、生産・運営が開始していなければならない。

一方で中国ではこうした投資をする際、投資認可に係る制度・手続の運用が不透明であり、許認可に係る期間等も長く、ギャンプル性・投資リスクが高いと判断される傾向にある。

・「外資選別」の弊害

中国政府が提言するところの「ハイテク産業」を誘致するには、投資先に関連の成熟した部品産業が経営されていることが最低条件となる。一般

的に、日本企業が海外へ投資する際はこうした部品産業も同時に投資することを計画するが、現在

の外資政策ではハイテクを支えるローテク部分の企業の対中投資が困難になると思われる。

コラム 中国のWTO加盟

(1) 加盟交渉の経緯

中国のWTO加盟は、1986年7月に中国が当時のGATTに「締約国としての地位の再開(resumption)」というかたちで加盟を正式に申請して以来（その後1995年12月に、GATT失効に伴い改めてWTOに加盟を申請した）、15年の歳月を経て、2001年11月のカタルでのWTO閣僚会議において承認され、同年12月11日をもって発効した。

この間、中国は、我が国、米国、EU等との二国間交渉及びWTOの作業部会（WP）での多国間交渉を断続的に行ってきた。まず二国間交渉は、日、米、EUを含め37か国・地域が行った。我が国は、中国加盟交渉を活性化させるため、他の先進国に先駆けて、1997年9月には物品（モノ）の市場アクセスに関して、1999年7月には残されていたサービス分野に関して、交渉をまとめ、ここに日中二国間交渉が妥結した。また、加盟交渉の鍵であった米中二国間交渉は、天安門事件（1989年6月）、在ベオグラード中国大使館誤爆事件（1999年5月）による交渉中断等紆余曲折があったものの、1999年11月に北京で行われた交渉で合意に至った。続いてEUも2000年5月に実質的合意に至った。二国間交渉は、2001年9月に合意したメキシコを最後に、すべて終了した。

他方、WPにおける多国間交渉も、1986年から1995年までのGATT時代に20回、更に1996年から2001年9月までに18回のWP会合が開催され、2001年9月のWP会合において、WP報告書（加盟議定書案を含む）が採択された。

(注) 主な二国間交渉

①日中交渉

我が国は、従来から中国の早期加盟を一貫して支持してきた。このため、市場アクセス改善のための二国間交渉も他国に先駆けて実施した。

1997年9月の橋本総理訪中時にモノ（関税、輸入制限措置、基準認証）の市場アクセスについての実質合意が行われた。また、流通、金融、電気通信、建設等サービス分野についても1999年7月の小淵総理訪中時までの集中的な交渉により、中国からの譲歩案の内容が我が国にとって商業的に意味のある内容と判断されたことから、実質的な合意に至り、二国間交渉の妥結を発表した。

②米中交渉

米中交渉は、1999年11月、北京において、バシェフスキーUSTR代表、スパーリング大統領補佐官をヘッドとする米国交渉団と、石広生・対外貿易経済合作部長、龍永図副部長等の中国代表団が集中的な協議を行い、合意に至った。その間、朱鎔基首相が積極的に介入するなど、合意に向けて両国首脳による政治的な強い意思が働いたと伝えられている。

本交渉では、関税、サービス（金融、電気通信、流通、オーディオ・ビジュアル等）における市場アクセスの改善の他、中国からの輸入に対する対中特別セーフガード（加盟後12年間継続）、アンチ・ダンピング措置（中国の非市場経済体制に対する経過的措置を加盟後15年間継続）、繊維（中国の対米輸出割当枠は2005年までに廃止され、WTO繊維協定と整合化する、2008年まで繊維特別セーフガード措置を設ける）などに関する事項についても合意された。

③ EU 中交渉

米中合意を受けて2000年3月、ラミー欧州委員が訪中して石広生・対外貿易経済合作部長との閣僚級協議及び朱鎔基首相との会談が行われたが、金融、電気通信の自由化等に関し、双方が主張を譲らず、合意には至らなかった。しかし2ヵ月後の5月に、再度、ラミー委員が訪中して閣僚級協議が行われ、金融、電気通信を含むサービス分野の規制緩和の前倒し実施や、関税引き下げ等の約束が得られ、実質的な合意に至った。

(2) 加盟関係文書について

一般にWTOへの加盟に際してとりまとめられる文書としては、議定書（プロトコール）とWP報告書があり、中国の加盟についてもこれらの文書が作成された。議定書には、中国の関税譲許表やサービス約束表等が附属書として添付されている。そして、議定書（WP報告書中、パラグラフ342に列挙されている中国の約束（コミットメント）の記述を含む）は、「WTO設立協定の不可分の一部をなす」とされている（議定書「第一部総則1. 総論2.」参照）。したがって、議定書及びWP報告書中に示された中国側の約束について、中国は、これを履行すべきWTO協定上の法的義務を負っているといえることができる。

（注）加盟関係文書の原文は、WTOのサイトを通じて入手可能である（http://www.wto.org/english/thewto_e/acc_e/acc_e.htm）。そのポイントは以下の記述でも触れるが、概要をまとめた資料が経済産業省のサイトから入手可能である（http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/accession/index.html）。

（注）中国の市場経済国問題

中国の非市場経済国地位の問題は、制度的には、中国企業に対するAD及びCVD調査の議論である。AD調査の正常価額の算定に関し、1950年代からGATT上の非市場経済国条項は存在し、現

行AD協定もこれを引用しているが、2001年12月の中国のWTO加盟に際しての加盟議定書において、「生産者が、同種の製品を生産している産業において、当該製品の製造、生産及び販売に関し市場経済の条件が普遍的である旨を明らかに示すことができない場合には、中国における国内価格又はコストとの厳密な比較にはよらない方法を用いることができる」ことが規定された。

我が国も、中国のWTO加盟に伴い、2002年3月に不当廉売関税に関する政令を改正し、実際に中国からの輸入品についてAD調査を行う際に、中国の生産者が輸入貨物と同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実があると明確に示すことができる場合には、中国の価格を用いることができることとした。

中国は当該議定書の規定により、AD調査の対象となっている中国生産者が不利に扱われているとして、「市場経済国としての地位」を承認するよう、WTO会合や二国間交渉において各国に働きかけを行っている。

(3) 経過的レビューメカニズム

中国のWTO加盟が実現したとは言え、中国がWTO協定上の義務を履行するためには、膨大な数の国内法制の整備・改正、その透明かつ統一的な運用の徹底、人材の育成など、多くの課題に対処していく必要がある。

そこで、中国の加盟にあたっては、そのWTO上の義務履行の状況を審査する特別の制度が設けられることとなった（議定書「18. 経過的レビューメカニズム（以下：TRM）」）。2002年12月のWTO一般理事会において第1回目を実施され、以後2003年から2007年にかけて計6回のTRMが実施された。また、これ以前にもWTO一般理事会の下部組織である各理事会・委員会（物品理事会、TRIPS理事会、サービス貿易理事会、国際収支委員会、市場アクセス委員会、農業委員会、SPS委員会、TBT委員会、補助金・相殺措置委

員会、AD委員会、関税評価委員会、原産地規則委員会、輸入ライセンシング委員会、TRIM委員会、セーフガード委員会、金融サービス委員会）においてTRMが実施され、様々な問題点が指摘された。TRMは加盟後8年間の毎年、中国から関連政策・措置についての情報を求めた上で実施され、加盟後10年以内に最終審査が行われることとされている。

我が国も、これまで6回実施されたTRMを積極的に活用し、中国のWTO上の義務履行に関し、各委員会等で問題点、疑問点等の指摘を行った。主な委員会での質問項目は以下のとおり。

TRMにおける日本の主要指摘事項

物品理事会

- ①自然砂の輸出禁止措置、②蛍石の輸出規制、③コークスの輸出規制、④非鉄金属の輸出規制、⑤政府調達協定加盟について質問・指摘。

TRIPS理事会（知的財産関連）

- ①著作権、②商標（周知商標の保護、商標の審査期間）、③エンフォースメント、その他ライセンス規制等の問題点について質問・指摘。

市場アクセス委員会

- ①写真フィルム等の関税譲許問題、②コークスの輸出規制問題、③非鉄金属の輸出規制につき質問・指摘。

TBT委員会

- ①適合性評価、②標準化、③電子情報製品の汚染予防管理方法（中国版RoHS）、④有毒化学品輸出入規制につき質問・指摘。

サービス貿易理事会

- ①郵便・クーリエサービス、②電気通信サービス、③建設及び関連エンジニアリング・サービス、④流通サービス、⑤観光サービス及び旅行に関連するサービスの加盟約束履行状況等につき質問・指摘。

AD委員会

- ①応訴手続、②日本産電解コンデンサ紙に対するアンチ・ダンピング最終決定につき質問・指摘。

原産地規則委員会

- 通常の貿易向けと貿易救済措置向けの原産地規則適用につき質問・指摘。